

官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会  
第4回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第4回 官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 11 月 10 日（金） 9:45～12:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 民間事業者ヒアリング

3 . 各省ヒアリング

- ・厚生労働省（職業安定局）
- ・厚生労働省（職業能力開発局）
- ・国土交通省

4 . その他

4 . 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

落合委員長、逢見委員、櫻谷委員、森委員、吉野委員

( 東京リーガルマインド )

原基記 H R D 本部執行役営業部長、子安義和 H R D 本部東京エリアマネージャー、吉田尚秀総合企画本部研究開発課課員

( 厚生労働省・職業安定局 )

高橋満職業安定局長、生田正之総務課長、山田雅彦公共職業安定所運営企画室長

( 厚生労働省・職業能力開発局 )

奥田久美職業能力開発局長、草野隆彦大臣官房審議官(職業能力開発・国際担当)、森岡雅人総務課長、久保村日出男能力開発課長

( 国土交通省 )

柴田耕介総合観光政策審議官、篠原康弘総合政策局国際観光課長

( 政府 )

大田大臣

( 事務局 )

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第4回公共サービス改革小委員会を始めさせていただきます。

本日は、東京リーガルマインド、厚生労働省、国土交通省からヒアリングを行います。また、途中で大田大臣に御出席いただくことになっております。

それでは、東京リーガルマインドから「職業訓練関連業務のモデル事業実施状況及び要望事項」についてお伺いをしたいと思います。

ヒアリングに先立ちまして、東京リーガルマインド（LEC）からのヒアリングの趣旨等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料1 - をご覧ください。1.で、東京リーガルマインドの会社の概要と、2.で本日のヒアリングにおける論点を書いておりますが、東京リーガルマインドは、1.の2段落目にございますように、昨年度と今年度、独立行政法人雇用・能力開発機構からアビリティガーデンの市場化テストのモデル事業を受託しておりまして、本日は、実際に受託している事業者からヒアリングをさせていただくという趣旨でございます。

2.に本日のヒアリングの論点でございますが、一つは現在受託をしているモデル事業、離職者訓練と在職者訓練をやっているわけでございますが、そういったもののモデル事業実施に際して苦労していること、そして、現段階でLECの方が反省されている点があれば、そういった点をご説明いただこうと思います。

次に、官民競争入札の関係で大きな議題となってくるのがサービスの質の確保の問題でございますが、受託事業者として特に留意している点について。

最後に、今後モデル事業を継続するわけですが、その際の所管省庁（厚生労働省）あるいは独立行政法人雇用・能力開発機構に要望する点があれば、そういった点を率直にお伺いできればと思っております。

2つ目の後半の論点の職業紹介とか、職業訓練関連事業について、LECは大変関心が深いと伺っておりますので、そういった部分に対する民間活力の活用について、民間事業者の立場から御所見があればお願いできればと考えております。

よろしく申し上げます。

落合委員長 それでは、東京リーガルマインド原執行役営業部長、よろしく願いいたします。時間の関係もありますので、10分ということをお願いいたします。

原部長 早速こちらの方から論点に対する回答をさせていただきます。

アビリティガーデンの詳しい業務内容に関しては、今回は割愛させていただきます。詳しい返答に関しては子安の方が取りまとめておりますので、子安から発表させていただきます。よろしく願いいたします。

子安マネージャー では、私から実施状況における論点を報告させていただきます。

まず、モデル事業の実施に際して苦労していること、及び現段階での反省点ということになります。まず離職者訓練につきましては、柔軟な対応がとりにくい体制があるということになります。変更届等の書類の多さや、あとは報告書類の文言が提案書のとおり一

語一句同じでないといけないといったことがあったり等、柔軟な対応がとりにくいという  
ような処理がしにくいということが1点ございます。

精神疾患への対応につきまして、これは市場化テストのモデル事業というだけのこと  
ではないのですけれども、通常の職業訓練の委託訓練も含めまして、最近非常に精神疾患  
者の方の受講生が多くなってきているということがございます。専門家が常時待機できる  
体制がとればよいのですが、なかなかそういったことに対する対応もコスト的な面も含  
めて難しいというのがございますので、その辺が一番大変かなと考えております。

また、ハローワークとの連携ということになります。ハローワークにつきましては、地  
域によって雇用保険を受給するための認定書類、例えば病気で欠席したときの病院等の証  
明書についてなんですが、その認定要件が各地域によってそれぞれまちまちであるとい  
うことがあります。それを全部その地域に合わせた形の書類にしなければいけないとい  
うことで、ハローワークとの連携は非常に難しいと考えております。

在職者につきましては、今、受講生の募集について大変苦労しています。これは後の反  
省点の方でお話しさせていただきたいと考えています。

では、反省点につきまして、離職者訓練ですけれども、昨年度から継続的に受託させ  
ていただいております。非常に運営の面でも昨年度と比較してスムーズに運営はできて  
いると考えております。資料1 のところに昨年度の実績、申し訳ございません。私の方  
でお送りする資料が古いものを間違えてお送りしてしまっておりまして、数字が出てい  
ないのですけれども、実際の応募率、受講率、修了率、就職率も含めまして昨年度より大幅  
に改善できているものと考えております。そういった点で、現在のところ反省点というよ  
りは、よりよく運営の方を進めていこうと考えております。

在職者訓練につきましては、受講者のターゲットの把握不足により受講生募集戦略の失  
敗というところが私どもの一番の反省点と考えております。その結果に不開コースが多く  
出てきてしまっているというところが反省点ではないかと考えております。

続きましてサービスの質の確保について留意している点ですけれども、まずアンケート  
による満足度調査と積極的な運営体制の改善ということになります。具体的には、昨年度  
は、火曜と木曜の夜間と土曜日の昼間に訓練を行っていたのですけれども、受講生の体調  
管理等が難しいということ。あとは18時半から講座をスタートしまして21時半までの講  
座を夜間実施していたのですけれども、帰りが遅くなってしまって、非常に体調管理が難  
しいということもございましたので、今年度につきましては、平日の月曜日～金曜日の18  
時～21時までという形で平日の夜間のみ合わせたことと、時間を30分早く終了できる  
ようにいたしました。

あとは、積極的なコミュニケーションの実施ということになります。事務局員ですとか、  
キャリアコンサルタントが受講生に積極的にコミュニケーションを図ることによって、就  
職に直接結びつきますキャリアコンサルティングの利用者の増加、就職状況調査やアンケ  
ート等への協力体制が強化されたのではないかと考えております。

あとは、先ほど申し上げましたとおり、継続受注によりましていろいろ問題点が見えてきたこともありますので、そういった点でサービスの質が大分改善されたのではないかと考えております。

在職者訓練については、現在実施コースが少ないため、質の確保という論点では割愛させていただければというふうに考えております。

今後のモデル事業の実施につきまして、所管官庁様への要望事項ということになりますが、これは一つ、今回のこのモデル事業というだけでなく、今後ほかの事業も含めてということをお願いしたいと考えておりますが、前年度の実績や課題、反省点等をもっときちんと公表していただければと考えております。その理由としましては、受託業者は変わっても継続的に事業が続けられるということになりますので、改善する体制を整えるということでございます。サービスの質を確保することから、前年度失敗したものに付きましては、どの点が失敗だったのか、どの点が反省すべき点だったのかということをごきちんと公表していただければと考えております。

また、今年度の事業につきましては、先日、厚生労働省様にはお願いして御了解いただけたのですけれども、在職者訓練についての受講生募集について御協力いただけないかとお願いしました。内容は今回の在職者訓練のモデル事業なのですが、施設を民間に開放するというところだったので、私どもの認識としては、あくまでも「公共サービス」の一環というところをとらえていた関係で、募集に際して公共の事業ですよということではあると思っておりました。ですが、そこはちょっと言えなかったということもありまして、公共団体様等に受講生募集の案内を出すときに御協力をなかなかいただけないということがございました。これについては、厚生労働省様並びに雇用・能力開発機構様から一筆、これは市場化テストのモデル事業ですので、できるだけ御協力くださいということで一筆いただけるということでご了解いただいております。

続きまして、職業紹介、職業訓練関連事業に民間活力の活用についての所見ということになります。これは私どもとしては、官と民の役割分担の明確化と双方の特徴を活かした官民協働の事業ということが実施できればと考えております。特徴と役割ということになるのですけれども、公共サービスというのは、受講生を集めるとか求人情報を集めるといったことに関しては、信頼性や安心感があるかと思っております。そういった信頼性を最大限に発揮していく。また、民間側からしますとサービスの柔軟性、対応等の敏捷性、コスト管理といったところも入るかと思っております。そういったサービスを実際に提供する場についての民間活力の活用というところで明確な役割分担ができればいいのではないかと考えております。

これからハローワーク様等もお話があると聞いておりますので、これは実施できるか、できないかというのは抜きにして考えた場合に、例えばハローワークの統括部門ですとか求人情報等を管理する部門は官の側でやっていただくと。これはどうしても利用する方々が官というものの安心感を求めて集まってくるということがあるかと思っておりますので、そう

いった点については官が実施する。相談業務や紹介業務、あとは開拓、実際に企業へ訪問するようなサービスを提供する場を民間が担当するなど、これはあくまでも私の方で例として考えさせていただいたものですが、そういったような一つの事業についても、官と民が一緒になって事業を進めていく形がとれるのが理想ではないかと考えております。

また、職業訓練についても、ホワイトカラーの職種については民間で対応できるところが非常に多いと考えておりますが、専門的なところ、ものづくりになりますと、民間で施設が非常に管理しにくいということになってくるかと思えます。というところで、ホワイトカラー向け職種とそうでない、ものづくり職種というところで官と民を明確に分ける。または、施設の統括的な管理部門については官が実施して、サービスを提供する部分については民間活力を活用するというようなことで役割分担の明確をした上での協働の事業が実施できればいいのではないかと考えております。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員の方々から自由に御意見をお願いしたいと思います。森委員、どうぞ。

森委員 実際、モデル事業をお受けになって、やる前に、御社としてどういう視点でこのモデル事業を取り組もうという考え方、一つの思想、それはどういうふうにとらえていらっしゃいましたか。

原部長 もちろん今まで行われてきた事業、官によって行われていたものよりも、言葉が悪いんですけども、質・サービスを上げることと、コストを目に見える形で下げることが、我々が望む上で一番大事にしたテーマです。それをもとに我々のノウハウであるとか、すべてつぎ込ませていただいたという形で今も運営させていただいております。

森委員 そうしますと、創意工夫というところは、とりわけ、例えば従来官がやっていたところと、御社がおやりになった、特にこういう点は強調したいところはございますか。

原部長 特にということではないのですが、ただ当たり前のことを当たり前にやると。例えば、キャリアカウンセリングをする際も、訓練生であるとか、求職者が来てくれて初めて話すというわけではなくて、来てくれるように日ごろからぼんぼんと肩をたたいて「どう？」とか、声をかけたりとか、そういったことで安心感を求職者に与えたりとか、とにかくキャリアコンサルティングそのものに対する敷居を低くしてあげたりとか、そういったところで相手の立場に立ってとことん考えていくと。それは我々民間企業として、そういった事業をやらせていただいたときに、そうしていかないと、なかなかキャリアコンサルティングを受けないというのは実際に痛いほどわかっておりましたので、そういった形でさせていただいていたと。例えて言うならば、そういったことをあらゆる面でさせていただいていたところです。

森委員 キャリアコンサルティングというのは、そういうことで成果が目に見えて、例えば、それはある面では講座を受けられた、それが就職という形を含めて実際に実ってるとお考えですか。

原部長 思っております。最終的には就職というゴールで一番わかりやすいのですが、

日ごろから声がけをすることによって、例えば遅刻が減る、欠席が減る、生活のリズムが改善される、そういったところが一つひとつ改善されていくことによって最終的に就職というゴールに結びつくと思っておりますので、そういった取組が最終的に数字にあらわれるものではないかと思っております。

森委員 とりわけ先ほどもおっしゃったコストの問題ですが、例えばモデル事業をやるときに、十分なコスト開示があって、それに基づいて、御社の方で自分のところで試算をして、そういうことでモデル事業を進められたかどうか、その辺のコスト開示はどうだったんですか。

原部長 コスト開示と申しますと、官からののでしょうか。

森委員 官の方からのコスト開示です。

原部長 コスト開示の方は事前に指標等を出していただける情報は出させていただいておりますので、それに対して我々がどれぐらいのコストでできるかというのは適正にさせていただいていると思っております。

落合委員長 受講者がなかなか集まらず、在職者のコースが開けない部分も相当あったということですがけれども、それについて、民間がやるからそういうことになるのだというそういう批判が仮にあったとしたら、それに対してはどうお答えになりますか。

原部長 非常に答えにくいのですが、今回のモデル事業においては、夜間の在職者訓練ということがございますので、在職者及び夜間というキーワード、それに対してははっきり言ってそもそもニーズがないなというのは今感じているところです。

昼間の在職者訓練、要は企業の研修として活用するということであれば、中小企業であとか、資金力にやや苦しいところに関しては非常に助け船になる事業だと思うのですが、今回のケースに関しては、個人がお金を出して自己啓発的な要素が多く含まれるような事業となると、アビリティガーデンの立地もありますし、そういったところも含めてちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

落合委員長 先ほど子安さんの説明の中で、いわば官の名前が使えないということが、受講者の募集について影響があったという趣旨の説明がありましたけれども、それは相当大きなポイントになっているということですか。受講者がなかなか集まらないという点については。

子安マネージャー 今回につきましては、受講者のターゲットを、もちろん自己啓発ということで認識をしていたのですがけれども、例えば新宿の方から、仕事が終わった後に錦糸町まで帰ってくるという方しか、なかなか利用される方が限定されてしまうであろうというふうに認識しておりました。ですので、できれば地元企業、特に中小企業の事業主様などに受講をしていただけないかと考えておまして、そういったところで広報活動がスムーズにいく、信頼性を得られるものになりますと、地元の商工団体様や自治体様が発行するような広報、またはそういった地元の中小企業団体様が使われるような施設に広報紙を置かせていただければと考えておりましたが、民間1社がそういった事業のパンフレッ



トを置くと、ほかの事業についてもすべて置かなくてはならなくなってしまうという御意見をいただきまして、そうするとどうしてもそういった広報活動に御協力いただくことは難しいということもございました。受講生募集につきまして、これがすべての影響だということではないのですけれども、これは一つの要因としてあったのではないかと分析しております。

落合委員長 そういう問題点を解決するためには、これは官の事業を民間が受託してやっているのだという趣旨が明らかになるような形で官からサポートがあれば、その辺の問題点も解消すると考えられますか。

原部長 結果は先ほど言いましたように、ニーズという問題もありますが、少なくともそういったサポートがあれば、よりきちんとした分析含めて結果もついてくるのではないかと考えております。

落合委員長 ほかにございますか。吉野委員どうぞ。

吉野委員 報告の書式、形式的な話を要求されるということですが。これは要求に実質的な根拠がある話なんですか。嫌がらせをされているようにも聞こえますが。

原部長 我々が出した企画をもとに審査がなされて、それに対して、LECさんよろしくお願ひしますということになっておりますので、それがいかなる理由であろうと、企画内容が変更してしまうと、当初の審査の意味が薄れてきてしまうということは我々も思うところではあるのですが、ただ、本日申し上げさせていただいたのは、1年間という中で、下期になってくると講師の当てはめとか1年前にできないということもありまして、どうしても講師を変更してしまうとか、そういったことは多々発生するというのもありますし、受講生のレベルに合わせて、ちょっと受講生がついてこられないところは、再度後の方でもう一回復習というか、ちょっと厚みを持たせた形で授業の内容を変更したいという場合も当初の企画から変更してしまうということで、その辺のところ、審査の整合性が失われるというところで多少問題があったのかなというふうに思っております。

ただ、ルールがあるとか、そういったところでは認識しておりませんので、お互いもう少しコミュニケーションして柔軟に対応できればよかったかなと思っております。

吉野委員 失敗例の原因などをちゃんと開示してほしいというお話がありましたね。これは要求しても開示してくれなかったんですか。

原部長 いえ、恐らく何らかの形で情報の方は教えていただけたかなと思うんですが、我々も在職者訓練の実施開始直後に関しては少し楽観視していた部分もありまして、どういったところで苦労したのか、失敗したのかというのを積極的に聞くようなことをしなかったというのがあります。後になっていろいろ失敗を重ねて、教えてくれればよかったのにとか、勝手に思っている次第なので、その辺のところはお互いに歩み寄る必要が最初からあったのかなというふうに思っております。

吉野委員 官の方の問題点というだけではなくて、あなた方の反省点でもあるということですね。

原部長 我々が今請け負っている事業に関して、次年度以降継続されるものであれば、きっちりとそういったものを取りまとめて、我々でない業者が引き継ぐ場合にはきちんとそういった形の文書を出させていただければというふうに思っております。

(大田大臣入室)

落合委員長 審議の途中ですけれども、大田大臣に御出席いただきました。よろしくお願いいたします。

大田大臣 よろしくお願いたします。

落合委員長 ほかに御質問、逢見委員どうぞ。

逢見委員 職業紹介と職業訓練についての民間活力について御意見をいただきましたけれども、職業紹介については、次年度から人材銀行、キャリア交流プラザ、さらに求人開拓の一部の新規業務を委託というか、民間に持っていくわけですけれども、それで十分と考えているか、もっと必要だと思うかというのが1つ目の質問です。

それから、職業訓練について、ホワイトカラーについては、民が比較的強い分野ということなので、もっとやらせてほしいということですが、現在の公共職業訓練の中で、そこが民業圧迫になっていると考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

原部長 少し答えにくい御質問なんですけれども、ハローワークも含めて、そういった問題に関しては、ここは人材銀行が市場化テストに出るということで、これは少しずつ民間の方が取り組ませていただいて検証する必要があるかと思っております。早急に何でもかんでも民間にというふうには私ども思っておりませんし、何よりも求職者・失業者の声が、いま一つどういった反応を皆さんが持っているのかというのが我々がかみきれないのが実情であります。民間になってよかったなと、さすが違うなというようなところが、我々も実感として本当にあるのかどうか。我々が接している方たちに対してはアンケートをとって、そういったことで非常に満足していただいていると思っておりますが、全体として市場化テストというのはどういった形になっているのかというのがまだまだつかみきれないので、あまりもっともっとという意見も、今の段階では私の口からは何とも言えないところでございます。

ただ、細切れというか、一つひとつ職業紹介とか職業訓練とかいろいろ違う分野の事業を民間に出すことによって、こういったディスカッションの場を設けて一つひとつ検証させていただきたいと思っております。

落合委員長 それでは、ほかにも御意見あると思えますけれども、予定された時間がまいましたので、東京リーガルマインドからのヒアリングは終了ということにしたいと思います。

実際にモデル事業を受託されて、民間事業者として頑張っておられるということで非常に貴重な御意見を伺いました。ありがとうございました。

原部長 ありがとうございました。

(東京リーガルマインド退室)

(厚生労働省(職業安定局)入室)

落合委員長 それでは、続きまして厚生労働省からハローワーク関連業務につきましてお伺いをしたいと思います。まず、ヒアリングに先立ちまして、これまでの議論のポイント等について、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、資料2 - の1ページをご覧ください。本日御議論いただきますポイントでございますが、ハローワークの付属施設や都市部のハローワークの一部が実施しております職業紹介事業を官民競争入札、民間競争入札の対象にできないかという点を御議論いただければと思っております。

左下でございますように、既に人材銀行、キャリア交流プラザ、これについては市場化テストを行うことが決まっております。同様にハローワークの付属施設でございますハローワークプラザ、ヤングワークプラザ等々についても市場化テストができるのではないかとこの点が1点ございます。

それから、都市部のハローワークにつきましては、ハローワーク本体はかなりの数のものが近接してございますので、その一部を民間に委託することによって、官と民の間に健全な競争に基づく業務の改善、あるいは利用者から見れば選択肢の拡大といったことが期待されるのではないかとこの点が論点かと思っております。

具体的な検討のポイントでございますが、3ページをご覧ください。一つには、官民競争入札等に対する基本的な考え方でございますが、厚生労働省からは先頭をきって人材銀行等をやっている。今後ともILO条約等に違反にならない等の条件を満たせば積極的に検討していきたいという見解を示していただいております。

4ページでございますけれども、検討のポイントの2点目でございますが、ILO88号条約との関係でございます。いくつか具体的な点がございまして、第1が職員の身分、厚生労働省からは全国的体系の職業安定組織については、公務員がこれを担うということが条約上義務づけられているので、ハローワークの業務については公務員が行わなければならない。したがって、民間委託は困難であるという御見解でございますけれども、具体的には、9条が本当にハローワークの業務すべてを公務員でやることを求めているのか。豪州の例なんかも参考にいたしますと、より柔軟な解釈の余地が十分あるのではないかとこの点が議論のポイントかと思っております。

5ページでございますけれども、ハローワークの付属施設の条約上の位置づけでございますけれども、厚生労働省からは人材銀行、これはほかのハローワークとネットワークを構成していないので条約上の職業安定組織ではないと整理し、したがって民間委託できる。

他方でハローワークプラザ等々の付属施設については、これは他のハローワークとネットワークを構成しているので条約上の職業安定組織であり、したがって民間委託できないと、こういう見解が示されておるところでございますけれども、果たしてネットワークの有無によってそういうふうに区別をすることの合理性があるのかというところが議論のポ

イントかと思えます。

6 ページですが、職業安定組織の数・配置につきまして、厚生労働省からは、今の付属施設も含めまして現在あるハローワークの数及び配置が、3 条が求めるところの配置・数の基準の必要最低限であり、したがって、この中の一つでも民間に委託をすることになれば、直ちに3 条違反の問題を惹起するというような御見解を示していただいておりますけれども、これにつきましても、果たして3 条がそこまでのものを求めているのか。具体的な数等を示されているわけではございませんので、その解釈の余地があるのではないかという点が議論かと思えます。

最後に議論のポイントの3 つ目、7 ページでございます。ハローワークは御案内のとおり、付属施設は別かと思えますけれども、通常ハローワークの場合には、職業紹介に加えて雇用保険・雇用対策の事業もやっておりますので、厚生労働省の方からは、こうした三つの事業の一体的運用が必要であり、そのためにはすべてを官が直轄でやる必要があるという見解が示されておりますけれども、業務の間の連携が必要であるとしても、そのことが、直ちにすべて官が直轄でやる必要があるのか、一部を民間に委託しても制度の仕組みによっては十分な連携がとれるのではないかといった点が議論のポイントかと思っております。

以上、事務方からの説明でございます。

落合委員長 それでは、厚生労働省の方から補足の説明があるということですので、厚生労働省の高橋職業安定局長よろしくお願いいたします。恐縮ですが、5 分ということでお願いいたします。

高橋局長 ただいま事務局の方から問題提起があったわけでございますけれども、私もこの問題についてお考えいただく上で、いくつか初めに申し上げておきたいことがございます。まずハローワークというものはどういうものか。これは憲法 27 条に基づく国民の勤労権を保障するための必要最低限のセーフティネットである。そういう意味で、すべての地域において、すべての国民を全国的体系のネットワークでカバーして、安定的継続的に無料職業紹介を提供しているというものでございます。

そして趣旨を同じくするILO 88 号条約におきまして、先ほどいくつか御指摘ございましたが、国の指揮・監督の下で公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設けることが義務づけられておるわけですが、この従事する公務員たる職員が管理職という特別の者だけではなくて、職員全般を指しておることは明らかであると考えておりました。したがって、これに反して全国的体系のネットワークの一部を切り離して民間事業者に担わせることは、明らかに条約違反であると考えております。

それから、さらに職業紹介と雇用保険、特に失業認定等の業務、企業指導等の雇用対策との一体性ということでございますが、これは私ども一体的に行うべきことが必要不可欠な要素であると考えておるわけですが、百歩譲って、本来同一組織で一体的に実施すべきところをわざわざ別組織に実施させ、また、そのためにある意味では不必要な連携策という

ことを確保することはそれ自体、非常に膨大なコストがかかるものでございまして、極めて不合理な仕組みになるのではないかと思います。この点については、イギリスで、かつて歴史的経験がございまして、1974年、当時の労働党政権の時代に、職業紹介と失業保険を切り離しまして運用をいたした経験がございまして、ところが失業認定が的確に行われずに濫給を招いたということで、サッチャー政権時代の1986年に再びこの両事業を統合いたしました。その結果として翌年には、受給者が96万人から68万人に劇的に減少したというこの歴史的経験ということから見ても明らかではないかと思っております。

具体的に事務局の方から、今、付属施設と都市部のハローワークについての御提起がございまして。若干簡単にその二つについて申し上げておきますが、この付属施設については、安倍内閣におきます重要課題でございまして「再チャレンジ支援」の対象でもございまして、例えば子育て中の女性、若年者といった人たちを対象にして、あくまでもハローワーク本体の職業紹介窓口の一部として対象者の実情に即した形でできるだけ利用しやすいところに別の場所を確保して設置しているものでございまして。つまりILO88号条約に規定されます職業安定組織、別の言葉で言えば、セーフティネットとしての全国的体系のネットワークの一部をなしているものでございまして、他のすべてのハローワークとネットワークを構成することを大前提に雇用保険受給者も対象とすることが当然あり得る。また、職業紹介に際して事業主指導も行うわけがございまして、こうした指導等を一体的に行うのであれば、本来の付属施設の機能も発揮できない。ひいては再チャレンジ支援にも支障を来すということが当然考えられる。

もちろんこの付属施設についても、社会経済情勢の変化に応じて随時見直す必要があるわけがございまして、設置当時ほど必要性が認められなくなった場合には、民間委託ではなく、これは縮小又は廃止をするという対応で考えるべきものだろうというふうに思います。

都市部の問題でございまして、まず、都市部であろうと何であろうと、ハローワークそのものを一部切り取って民間委託するという事は、これは言うまでもなく、私どもは当然に88号条約違反であると考えておりますが、都市部の現状は、ほかの地方部に比べても必要最低限のぎりぎりの体制まで縮小してきてございまして、1所当たりの負担というのは、地方部のハローワークと比較にならないほど大変大きな負担になっておるわけがございまして。そうした現状を踏まえながら、さらに削減ということでありますと、例えば、今以上に混雑度合いが高まってサービスの低下が引き起こされる。1所当たりのマネジメントすべき対象が非常に大きくなるわけがございまして、職員を始めといたしまして、そのマネジメントそのものが困難になってしまう。

それから、ハローワークが政策遂行していく上では、地方自治体であるとか学校であるとか、事業主及びその団体等々十分な連携をとりながらやっていくことが重要でございまして、そうした連携が一つのハローワークでできる数を超えてしまう、対応できる量を超えてしまうといったような問題が生ずる懸念がございまして、私どもの受けとめ方

としては、現状の様々な環境の中で必要最低限の体制になっているというふうにも考えておるところでございます。

いずれにしましても、私どもハローワークの配置については、もちろん随時、時代、時代の経済社会情勢の変化に対応して見直しをしてきているところでございます。今、申し上げたように、今の姿が必要最小限の体制であると考えているわけですが、仮にどこか余剰なハローワークがあるではないかと。これが多くの世論であるとするならば、それは廃止という形で対応すべきものでありまして、それをあえて廃止しないで民間に任せるということは、本来廃止することによって予算が削減可能であるはずのものを、削減しないで予算を措置したままで対応することになるわけでございます。それはILO条約の理念に反するのみならず、行政改革の理念にも反するのではないかと思います。

最後につけ加えて申し上げますが、民間紹介職業事業者の発展ということが重要であることは論をまたないわけでございますけれども、そうした観点で、平成11年にILOも、民間の自由な事業展開ということを含めた181号条約というものを制定いたしました。我が国はこれを批准したわけですが、そうした批准を行うに当たって職業安定法の改正、労働者派遣法の改正といったような形で極めて大胆に規制緩和を進めてまいったわけでございます。そうした民間開放という努力もございまして、民間事業者は大変発展をしている。

そうした中で、民間職業紹介事業者の利用ということが、現に進んでおるわけございまして、そうした状況も踏まえながら、例えばセーフティネットとしてのハローワークの組織をもう少し縮小していく必要があるということであるならば、当然それは十分考慮しながら考えていく。そうしたことこそが職業紹介における官から民へという考え方に基づく対応ではないかということをお願い申し上げます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは委員から御自由に質問、御意見を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。森委員、どうぞ。

森委員 ご説明をお伺いしまして、ある面ではILO条約との関係、また、局長がおっしゃったように、いかなかったら、最後は廃止なんだというようなことを含めておっしゃいました。

しかし先ほど、実は民間のLECの方のお話を聞く中で、厚労省の方の特に職業のことについては先駆的に市場化テストのモデル事業もおやりになっているところで、そういう中で、いわゆる官民の役割分担をすれば、それもいっぺんにではなくて、徐々に徐々に門戸を開放していけば、民間でも十分可能性があるんだというようなお話も承りました。

そういう中で、例えば昨年年末の行政改革の重要方針、行政減量化の有識者会議、そして、この6月30日の国の行政機関の定員の削減等、国の閣議決定を含めたいろんな方針が出ております。そういう中で、特に付属施設の問題いろいろとあります。その中で付属施設のうちでネットワークとかいろんなことがないものについては、今度人材銀行とかアビリティガーデンは市場化テストとして出されました。そういう先駆的な取組に対しては敬意を表します。だから、ほかの付属施設のことについてもお考えすることができないかと

うか。これはもう一回改めて、閣議決定含めた国の大きな方針の中で、また、新しい内閣の中での再チャレンジを含めているんな意味で、最終的な国民の願いは、いかにして失業率を含めた、そういうものが低下をしていくこと、それによって皆さん方が職についていただくことが一番大きな私は国家的な目標だと思いますので、その辺のことはいかがでしょうか。

高橋局長 一つは官民の役割分担、これはまさに御指摘のとおりでございます、私どもの考え方は、先ほど最後に申し上げたとおり、民間職業紹介事業者の成長は、これは労働市場の厚みを増していく、需給調整機能を増していくという意味では大変重要なことだと思いますし、そういう意味で、私どもも大胆に規制緩和をやりながら、民間事業者も随時育ってきているというふうに思っております。そのこととILO条約なりが要請するセーフティネットたる全国的体系の一部を民間に任せるといふこととは違うのではないかと思っております。

それから、人件費の大幅削減等々に対応して定員の合理化ということは求められる。これは私どもも十分受けとめて、それに対しての今後の対応ということをも十分考えていきたいと思っております。

問題は、先ほど来申し上げているとおり、セーフティネットとしての全国的体系のネットワークをどう維持するかというときに、こういう定員の合理化等々も当然クリアしながら、つまり時代、時代の変化に対応したネットワークのあるべき姿というものは、当然我々も検討していかなければならないですし、その結果として今の数なり配置なりのハローワークが維持できなければ、それはできるだけ効率的な形で再配置するなり、相対的にウエイトの小さくなったハローワークは廃止をしてやっていく、これが私どもの対応として考えるべきものではないか。

ただ、このネットワークの構成というところから、ある意味でははみ出したと申しますか、その上乘せの部分の付属施設等については我々も積極的に対応していこうということで、今般、人材銀行、これは職業紹介やっているわけでございますが、これはほかのハローワークとのネットワークを形成していないという意味でぎりぎりの判断として、今回市場化テストの対象として、私どもも御提案を申し上げたということでございまして、来年の4月から市場化テストの対象として運営されるというのが、現時点での最大限の取組だろうというふうに思っております。

森委員 ILO条約との関係で公務員でなければならないということについて、現在、ほぼ1万2,000人の職員と1万2,000人くらいの非常勤の公務員がいらっしゃるということですが、市場化テストの場合ですと、みなし公務員という考え方で、ある面ではそういうことができるようなふうになっていると思うんです。この辺の考え方、みなし公務員という、そういうことの中で、これはできるどうか。皆さん方の方で、そういうことで踏み込むことができないのと思うんですが、いかがでしょうか。

生田課長 お手元にお配りした資料にILO条約の条文がついてございまして、資料の

30 ページをご覧くださいと思いますが、30 ページの右側が日本語で左側が英語でございますけれども、九条という条文がございます、「職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障されている公務員でなければならない」というふうに規定されてございます。ILO条約で公務員ということで規定されておりますのは、6条で職業安定組織の業務の定義があるのですけれども、職業紹介、求人受理と求職受理を全国ネットワークでやるというものが職業安定組織ということになっておるのですが、その職業安定組織の職員と労働基準監督官のみでございます、それ以外についてはILO条約で「公務員」と書いた部分はございません。

この公務員の解釈については、ILO条約の解釈といたしまして、各国法制度における公務員だということでございます、各国法制度の公務員法制度における公務員という解釈が確立いたしております。これにつきまして、ILO条約の最終的な判断をされます際にILOの理事会なり、あるいは理事会の下にございますILOの条約勧告適用専門家委員会というところで議論されるのですが、その委員をされております横田洋三先生という方がいらっしゃるのですが、その方も同じ考えてございまして、国家公務員法なり地方公務員法の適用対象になるものだというふうに考えてございます。

それから、みなし公務員と普通の公務員の違いにつきましては、様々な違いがございますけれども、全部は申し上げませんが、例えば私企業からの隔離といったような問題ですとか、あるいは信用失墜行為の禁止ですとか争議行為の禁止ですとか、そういった点については差がございます。とりわけ民間企業の方が、仮にハローワークの業務を担われたときに、その企業とかかわりのある企業に対して有利なようにといたしますか、そういう職業紹介をされたということについて、事後的にチェックすることが事実上不可能といったこともございますし、あとは企業指導ということを職業紹介と併せてやるということが当然でございます。例えば、子育て中の女性に就職していただくときに、その女性に合ったような労働時間帯の設定ということで、企業の制度自体を変えていただくというお願いを企業に対してしないといけません、そういうことをやる際にも民間企業の方がされているとするとなかなかうまくできないのではないかとというようなこともございまして、そういう規定が設けられていたのだと考えてございます。私もこのILO条約を批准いたしております、仮に条約違反ということになりますと非常に問題が起きますので、我々としては、そこは違反になるような、指摘を受けるようなことは避けたいと考えてございます。

ただ、違反にならないところでぎりぎりどこまでできるかということについては、今後も誠意をもって考えたいということでございます。

落合委員長 公共サービス改革法が成立したので、公共サービスの改革をしなければいけないというのは政府全体の方針であり、その点は厚労省も当然政府の一員としてそれは認めているわけですね。そうすると、いわば聖域を設けない形で公共サービスを民間に委託した場合に、効率性がより高まり、質も上がるかどうかということの検証をやっていく



ことによって公共サービスの質を改善していこうというのがこの法律の目的だということになる。そういう国家目標というものがあつたときに、今、条約上制約があるというお話ですけれども、条約にも解釈があつて、厚労省が主張しているような解釈が唯一絶対であるという保障は全くないわけなので、いろいろ複数の解釈をとり得る余地があるような場合に、国家が立てた政策目標を実現するような形に添う形で条約をなるべく解釈していきましょうというのは、これはある意味で当然要請されることではないかと思うのですけれども、それにもかかわらず、今の厚労省の主張されている条約の解釈でいきますと、この膨大な人員が張りつき、非常にそういう意味ではコストをかけてやっているハローワーク全体の業務は、現状のまま固定されて全然変更ができないと、そういう状態に結果としてなるのだけれども、それは公共サービスというものを改革していこうという国家の基本目標からして、現状それに全く手をつけられない、現状維持の条約解釈を厚労省が主張しているというのはおかしいことです。

私は、それはほかに解釈の道がないというのであれば、それは条約自体を見直すか、あるいは条約から抜けるかという選択にならざるを得ないわけですが、解釈は別に厚労省が言っている解釈以外に解釈の道がないのかということ、それは十分あると我々は考えております。現状のままであれば、結果的に国家目標を実現できない。現状に対して全く手をつかめない状態のまま続くということについて、国家目標の実現を政府の一員として担うべき厚労省としてはその辺はどういうふうに説明されるのですか。

高橋局長 公共サービス改革法が制定された国家目標と申しますか、大きな公共サービス提供の効率化ということについて、全く私ども否定するものではございませんし、全くそのとおりでございます。そういう意味で、私どもも市場化テストの対象としていろいろな検討をし、検討の結果として御案内のような形で御提案申し上げているわけでございます。別に私どもが先頭切って御提案申し上げたことを評価してくれというつもりは毛頭ございませんけれども、ただ、委員長が言われるように、これはもう申し上げるまでもないわけでございますけれども、国家として批准した条約について、それを履行しない、遵守しないという選択はあり得ない。

そういう中で解釈の問題がいろいろあるではないかということは、当然いろんな御意見があることは承知いたしております。しかし、私どもは私どもの立場として、特に公共サービスの一つである職業紹介というものを、冒頭にも申し上げましたが、憲法で規定される勤労権を保障していく、この具体的な姿として提供している公共サービスをいわば我が国が批准しているILO条約との兼ね合いで、ぎりぎり解釈した上で、これは我々の考え方としては公務員が提供すべきものであるという解釈も当然あり得るわけですし、我々はそのように考えておるわけです。国の憲法の理念を実現する上の解釈であることはぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、そういう中で、全体としての国の公共サービスの提供のありようとして、より効率化・合理化していくべきその手法としては、できるだけセーフティネットとしての恐らく濃密さとか粗さというのはその時代、時代によってあり得るわ

けでございますので、そのありようは、当然時代、時代の変化に応じて見直しをし、できるだけ簡素な組織にして全国的なネットワークたるセーフティネットを提供していくのが我々の立場でございます。

生田課長 一言補足させていただきたいと思いますが、条約解釈については、最後はILO理事会等に持ち込まれる可能性がございますので、その際にILO事務局の解釈が非常に重要でございます。お手元に準備いたしました資料の3ページに、最近ILO事務局のこの条約の解釈の責任者でございます労働基準局長が訪日されましたものですから、その方に伺った内容を整理いたしております。

(1)、(2)は当然でございますが…。

落合委員長 時間の関係もあり、それは後で読みますから。しかし、ILO事務局の解釈というものが日本国を拘束するわけではないので、条約の解釈権は締約国にあるわけですから、事務局の解釈を金科玉条にする必要は当然には日本国としてはないわけなのです。したがって、条約の解釈が複数あるときに、我が国としてどの解釈をとるのかは、我が国が目指している政策目標を実現するのにどちらがよりの確かかどうかという判断によってなされるべきであって、したがって、厚生労働省の解釈は主張されていることは一つの解釈なのであって、条約上複数以上考えられる解釈の中で我が国としてどの解釈を選択していくか、これは政府全体のレベルでの判断の問題になるのです。そういう方向で、ILO条約の問題は取り扱われるべきことになるのだらうと思っております。

この点、ほかにいろいろ委員の御意見あるうかと思いますが、吉野委員どうぞ。

吉野委員 今、委員長が言われた話と局長の話は矛盾しないと思います。つまり、局長もぎりぎり考えた末、これが厚生労働省の解釈であると言われたので、それは厚労省の解釈は一つのワン・オブ・ゼムにすぎない話だと理解できます。それはそれとして、以上のことは法律の解釈論であって、あなた方が今、この問題の内容に関して、政府として何を考えなければならないかということについては何も語ってない。今のこの時代に、日本がこれだけ激しい経済の構造転換を迫られていて、それに伴って日本の産業あるいは企業と国民が雇用形態を含めていろいろ苦しんでいる。雇用の流動化という現象は、今までの長年の日本の考えてきた伝統の失業という話とは違うレベルで考えなくてはいけない問題を含んでいる。流動化そのものを否定してはいけない。つまり産業構造が転換するときには当然雇用の流動化はあり得るわけです。

これを含めてセーフティネットというものの解釈がどういうふうに変ったのかということは、あなた方は何も語ってない。つまり、セーフティネットそのものが、一体今機能すべきものは日本において何であるかということを実は語った上で、厚労省の考えを言わなくてはいけないと私は思うんです。つまり雇用政策の担当者としてもっと前向きな話をここでやっていただきたい。

今、我々が考えなくていけないことは、まさにそういう点であって、雇用政策について、あるいはセーフティネットの果たすべき問題は何なのかということを実正面からちゃんと

とらえた上でこの話をしないと、ILO条約が何を言っているか。何先生が何を言っているかという話ばかりをここでやることは、私は、雇用政策の担当者として見識を欠いていると思います。

高橋局長 それは私どもの説明が不十分だから誤解をされているのかと思いますけれども、確かにILO条約をどう解釈…。

落合委員長 ちょっとすいません。審議の途中ですけれども、大田大臣はほかの御予定のために退席されます。退席に当たりましてコメント等がありましたら、一言お願いしたいと思います。

大田大臣 最後まで議論を聞かせていただきたいのですが、本当に申し訳ありません。熱心な御議論ありがとうございます。

もう皆さん御案内のように、市場化テストというのは、単純な官から民ではなくて、官が官の正当性を証明する手段でもあるというところが重要だと考えています。もし政府が、政府しかできないことを最小のコストでやっているのならば、それを国民に説明して納得してもらう重要な手段だというふうに考えています。

特に労働市場の機能というのは、先ほど来話が出ていますように、この機能を高めることは安倍内閣の重要な柱ですし、今、日本に求められていることだと思います。大変関心の高い分野でもありますので、徹頭徹尾利用者の立場に立って深い御議論をお願いしたいと思います。

どうも、本日はありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

落合委員長 本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(大田大臣退室)

落合委員長 それでは、高橋局長お願いします。

高橋局長 ILO条約の解釈論は確かにいろいろあることは私どもも否定はいたしません。そういう意味で一つの解釈論として、私どもは雇用対策に責任を持つ立場として解釈を申し上げ、そういう意味でそれを破ることはできないと申し上げているわけでございます。問題はハローワークを市場化テストの対象にできないかという大きな命題に関して、ILO条約のこのみならず、雇用保険との一体性であるとか、雇用指導との一体性ということも併せ御主張申し上げているところでございます。同時に、今の労働市場がかつてに比べて大きく変化してきている。端的に言えば、流動化ということが大きな課題であるわけでございまして、そういう中でどう的確に労働市場の調整機能を整備しワークさせていくかということが課題であることは全く、今、吉野委員が言われた点については、私どもも同意いたしておるわけでございますが、そのときに、これも先ほど来申し上げているとおり、民間の役割を全く私どもも否定しておるわけではございません。

そういう中で、先ほど来申し上げているとおり、大胆な規制改革をやる中で、民間事業者が活躍できる場を広げ、また、そうしたものと同時に、我々のセーフティネットと申しますか、官が提供すべきハローワークの体制、ネットワークのありようというものを同時

に検討していく。そういう中で全体としての我が国の労働市場が的確に変化、特に流動化ということに対応して的確にワークするような体制を構築していくことは当然我々も雇用対策の責任ある立場として十分検討し、また、かなりの成果を上げてきているのではないかと考えております。

吉野委員 でしたら、官民競争入札に反対する理由はないと思うんですよ。今、日本の雇用政策は未知の課題に直面している。これに対して今までの手法だけで十分できるかどうか分からない。あるいは今までの体制だけで十分できるかどうか分からない。だから、それでは何をやったらいいのだということではいろいろなやり方を考えてみようじゃないかという中の一つに、この公共サービス改革法の趣旨があるわけで、そうであるならば、あなた方もそういうことに積極的に対応して、民間委託をやってみようではないか、あるいは競争入札をやってみようではないかということをご検討いただきたいと思いますね。

そうすれば、もっと新しいサービスのあり方、サービスの質を高める方法が見つかるかもしれないということをご議論すべきなのではないかと。公務員でなければいけないとか、いいんだとかというような話は、その後の話として出てくるべき話であって、公務員であるかないかよりも、要するに国民が求めているものに対してどうやれば対応できるかということをご議論すべきだということだと思っておりますけれども。

生田課長 まず、資料の14ページをご覧いただきたいのですが、そもそもハローワークの占める比重がどの程度かというのを最初に御報告しておきたいと思っております。従来から、ハローワークは必要最小限のセーフティネットという位置づけでございまして、労働市場のマッチングを全部これでやろうという思想は毛頭ございません。14ページの下の右側でございますように、就職経路に占めますハローワークの割合については20.3%ということでございます。広告だとか縁故は大体3割ぐらいがいつもですけれども、それぐらいございまして、民間職業紹介事業者は今16年の数字ですので1.6%ですが、これは増えてきているのだと思っておりますけれども、いずれにしても、ほかの経路で、民間も使って就職していただく方についてはどんどんそれを活用していただければよくて、本当にお困りの方だけがハローワークに来られるという整理でございます。

それを前提に最低限のセーフティネットとしてのどの程度のものを持てばいいのかということにつきましては、資料17ページにハローワークの担当職員数とハローワーク(安定所)の数についての推移を示しておりますけれども、職員数につきましては、昭和42年から17年にかけて激減しておりますけれども、今後ともその下の「 」にございますように、18年度～21年度までに1,290人削減ということ、その後、さらに22年度までに671人の純減ということで、数としては相当減らして最低限のものを確保するというご意向でございますし、ハローワークの数につきましても、700から592に減らしておりますが、これにつきましても今後とも減っていく運命にあるのではないかと考えております。こういう必要最低限のものとしてどういうレベルのものを持つのかということについては、当然真摯に考えるということがまずございます。

それから市場化テストへの対応につきましては、私ども市場化テストのトップランナーとして、最初に人材銀行等のメニューを出しておるわけですが、今後とも積極的に出せるものは出していくという思想は確実に持っておりまして、民間のノウハウなり、やり方を活かして効率的に仕事ができる部分は間違いなくございますので、そういったところについてはどんどん取り組んでいこうとは思っておりますが、ただ、今現在の段階で、御指摘いただいております付属施設、一部のハローワークについてはいろんな要因があってなかなか難しいと考えております。

吉野委員 本当に困っている人が今おられる、それはもちろんです。それに対して対応しなくてはいけない、どう対応するかということは、今までずっと戦後一貫してやってきた失業対策問題と当然一致する話でもある。ところが、今、ハローワークの現場を見ればよれよれの服を着て、ひげぼうぼうで来る人たちはほとんどいないですよ。年齢層だって圧倒的に若い。彼らが本当に困ってないと私は言わない。つまり本当に困っている人と、自分の適性に合った仕事を見つけようという人たちとの境界線というのはそんなに明確に引けるものだろうか。あの現場を見れば、いろいろと来ている人たちにも尋ねてもみましたが、それは食うや食わずでもって、明日仕事が見つからなかったら、首を吊るしかないなんていう人は、いないとは言いませんけれども、私はそういう話だけではないのではないかなと思うんですよ。厚労省だって、求職者の20%以下の方は、あした首吊る人であって、その上はこうだなんて、そんなこと言えるはずがないと私は思う。そうだとすれば、もっと柔軟に対応できるような体制をどうやったらつくれるかということを前向きに考えた方がいいのではないかと私は思うんですけれども。

高橋局長 ハローワークが時代、時代の変化の中で、どういう方々が来所されるかというのは、それは当然変わってくるわけでありまして、戦後のすぐの混乱期における日雇い労働者みたいな人たちが相手にするのはハローワークだということでは恐らくないわけでありまして、さまざまな事情を抱えた方々が来所される。それに対して的確なサービスを行っていくというのが、先ほど来申し上げている国の責任たるセーフティネットを担うハローワークの役割だと思っております。

そういう中で、確かに今フリーター等、若い人たちをめぐる状況が非常に厳しくなっている中で、ハローワークにおきましても大変若い人たちが多く来所されております。そういう中で若い人たちが抱える、特にフリーターが抱える様々な問題点を解決しながら職業紹介・就職支援をやっていく上で、例えば何らかのコンサルタント的な支援業務でありますとかセミナー等々を受講していただいて、知識なり心構えなりを高めていただくとか、そういう一連の支援業務の中のある部分について、ハローワークの職員が直接やるよりは、そういうノウハウを持った方々にやっていただくという方がより効率的、より効果的な場合にはそういう業務を民間の非常勤の職員であったり、民間の事業者に委託をするなりということは、我々も相当進めてきておるところでありまして、そのことと、今、吉野委員が言われたこととは決して矛盾はしないのではないかと、私どもはそう思っております。

吉野委員 ある部分とおっしゃるけれど、その境界をどうして判断できるんですか。ここから先は民間の方がいいとか、ここからは公務員がやるべきことだ。それはやってみなければわからないじゃないですか。だから市場化テストをやろうではないかという話を言っているのですよ。

生田課長 これにつきましては、先ほどご覧いただいた 14 ページを使って御報告をしたいと思うんですけれども、まず、若者の就職を実現する際に、年長フリーターのような方の就職を実現するというのは、今非常に大きなテーマになってございます。そうしますと、職業紹介に際しまして、新規学卒だとか、他企業での経験者しか採らないという企業が多い中で、企業自体に年長フリーターのようなタイプの方でも受け入れていただくような仕組みを企業の中につくっていただく必要がございますし、それに応じました賃金制度も含めた処遇をきちんと確立していただく必要がございますし、そういうことの企業に対する指導、要するに就業規則の変更等の指導も併せて職業紹介でやっていく必要があるという必要性がございますし、あと、「雇用保険」と書いてございますけれども、若者でも雇用保険の受給者の方がいらっしゃいますが、そういう方につきましては、実際に職業紹介を打って、そのときの対応によって雇用保険の給付を行うかどうか決める。あるいは対応のいかんによっては、雇用保険制度の中に、給付制限処分という行政処分もございまして、1 カ月、さらに給付をしないという処分があるのですけれども、そういうことについてきちんとハローワークの職員が確認していくということが不可欠ではないかと考えてございます。

今、局長が申し上げましたように、カウンセリング等の業務、民間の方はノウハウを大変お持ちだと私も思っておりますし、そういった分野につきましては積極的に民間委託をいたそうと、今後ともそういうふうを考えてございますし、あと最後にILO条約に触れないようにとおっしゃいますけれども、私どもは公務員なものですから、条約遵守義務というのがございまして、そこにはやっぱり触れざるを得ないと思っております。その中で、ILO88号条約の適用対象業務をいくら限定的に解釈しても、職業紹介と求人受理と求職受理の全国ネットワークでやるという部分については、条約が確保している部分でございまして、そこはなかなか外せないのではないかとこのも現実的にはございます。

榎谷委員 今の局長のお話を聞いていまして、ILO条約は遵守するのだと、ただ、解釈はいろいろあると。市場化テストになじまないというのはILO条約だけではないのだと、こういうお話だったので、解釈の余地はいろいろあるのだということはよくわかりました。問題は憲法 27 条ですか、この理念をしっかりと守るだということが大事だということもよくわかりました。

市場化テストで、我々が言っているのは、決して官が責任を持たない形にするのではなくて、責任を持つので官の仕事なんですね。責任を持った公的でサービスなわけです。もう一つは、ネットワークを破壊しろと言っているのではなくて、ネットワークはちゃんと維持してくださいと言っているわけです。その中で、ネットワークの中の一部を民間が請

け負うかどうかということなんです。

それから、もう一つは、局長はちょっと誤解していらっしゃるのではないかと思うんですが、これは民営化ではないんですね。単なる規制緩和でもないんです。あくまでも公的サービスなんです。その中のネットワークは崩してはいけないんです。その中の一部を官と民が競争するのであって、品質は官と民が競争するのだから私は落ちないと思うんですね。つまり、憲法 27 条はちゃんと保障されていると私は思うんですね。何が問題なのかよくわからないと。つまり I L O 条約だけなのかというのであれば、I L O 条約についてはいろいろな解釈がありますから、それは解釈の中で、何も I L O 条約を違反しなくてもできる余地が十分あるのではないかと思うんです。

どうも民がやると、ネットワークの外になってしまうのではないかということをお主張されていると思うのですが、官民競争入札というのは官の仕事、つまり「公的サービス」という定義をしているわけですね。そのネットワークも維持しなさいと言っているわけです。その中の一部をやるといだけの話なんですね。質は官と民が競争するのだから、必ず競争して勝った方がという議論だから、上がることはあっても下がることはあり得ないわけですね。そうすると何が問題なのか。私はこれをどんどん進めるべきではないかという論理はあっても、だめだという論理はどこに出てくるのかよくわからないんですね。

生田課長 委員御主張のように市場化テスト自体は官としてのネットワークの中に民が入って来られるという形に多分なるのだと思っております。それにつきまして、I L O の条約のことは、先ほどから何回も申し上げて申し訳ないのですけれども、9 条の条文がある以上、難しいと思っておりますけれども、それ以外に実質的な理由としては、先ほどから何回も繰り返して申しておりますが、職業紹介につきましては、企業指導とセットでやることが不可欠ではないか、雇用保険と一体的にやることにつきましては、経済団体からも必ず確保してくれという要請もございまして、そういった点については譲れないのではないかと考えてございます。

それから、民にやっていただく場合については、社会監督コストというのがそれにかかるのではないかと思っております。それにつきまして、今までどの程度議論されているのか、私もよくわからないのですけれども、I L O 事務局などではそういう問題を相当意識されているような、特に社会的弱者について本当にきちんと対応できているのかどうか、事後的に評価すること自体なかなか難しいのではないかと。先ほど吉野委員から御指摘がありましたように、線引きが非常に難しい面がございまして、どういう方にどういうふうに対応すれば、社会的弱者について十分対応できたと言えるのかということの判定だとか、あるいは実際にそれを実行・確保させることはなかなか難しい。それから、自分の例えば取引先企業に対しまして、求職者の中で比較的能力の高い人をあっせんするというふうなことがあったとしてもそのチェックは難しいと思っております。それは適材適所で紹介していると言われれば、そのチェックは全くできませんので、そういった問題点もあるというのが I L O 条約の前提になってございます。

ですから職業紹介、求人受理、求職受理という最低限の部分、それ以外の部分につきましては、先ほどから何回も申しておりますけれども、積極的に取り組みたいと思っておりますけれども、その最低限の部分につきましてはなかなか厳しいのではないかというのが現在の私どもの感じでございます。

榎谷委員 コストの問題は、入札をして、質とコスト両方加味してやるわけですから、それは問題にならないと思います。あと弱者の問題は、官がやれば必ずよくて民はだめなのかと。弱者のサポートをするのは官じゃなければいけないのかということは、私はないと思いますね。それはまったく官尊民卑の考え方で、ただ、民間に無償でやれといえれば無理ですよ。それは長くは続きません。一定の慈善的な立場になりますので。ただ、これはちゃんとした国家が一定の予算を確保してやるわけですから、だめだったら、何年かでもまた交代することもあり得るわけですね。そういう仕組みですから、官でなければ弱者のサポートができないという発想は全く違っているのではないかと。

問題は質なんです。民のほうが、弱者に対してもっとこまやかな配慮をできるかもわからないですね。つまりカットされてしまうと仕事がなくなるわけですから、必死になってやるわけですね。公務員は幸いか不幸かわかりませんが、多少怠けていてもカットされませんよね。むしろ私は民の方が真剣だと思うんですね。これは担当によるわけですから、私は民がよくて官が悪いと言っているわけではないですよ。官もずっといいところがあるので、ということは、だから競争しましょうということを言っているんですから、そこを否定されてしまいますと、これは官がよくて民は話にならないという論理しか、それは民間に対する不信ということしかない。ただし不信はもちろんありますけど、民間人からいえば官だって不信があるわけですから、同じなんです、そんなこと言ったら。それはきちんとしたルールをつくってフェアに競争しましょうということが何で悪いのか、全くわからないですね。

高橋局長 ILO条約の解釈の問題はさておいても、先ほど来申し上げているとおり、ハローワークというのは職業紹介のみならず雇用保険の失業認定、まさに国の責任としての企業指導等々の雇用対策も併せ一体的に行っているわけでございまして、そういう中で、あるハローワークを全体として民に任せるということは究極的には失業認定の業務も、企業指導の業務も民が行うということに当然なり得るわけでございまして、そういうことが、例えば雇用保険の失業認定にかかわっては、これは就職意思が明らかでない場合には給付制限がかけられる等々の行政処分というものと密接不可分に業務を遂行していかなければならないわけでございまして、そうしたことを考えますと、民にお願いをするというのはできないのではないかと考えておるところでございます。

あと、それは例えば管理職が官であれば、それでいいのではないかという議論が恐らくあり得るだろうと思っておりますけれども、そこは繰り返してございしますが、まさにILO条約の解釈として、我々は全体として公務員でなければいけないという解釈をとっておるわけでございまして、そういう中で全体的な判断として市場化テストの対象としてハローワーク



を対象にしていくのは困難だというふうに考えている次第でございます。

吉野委員 榎谷委員の質問に対して答えてない。答えたのは、唯一雇用保険との連動性だと。雇用保険と一体化してやる。本当にそうなんですか。あそこのカード、判こを二つ押してもらうために、ハローワークに行って、パソコンの端末を操作して、そうすると一つ判こを押してくれる。もう一回行くと二つ押してくれる。それでこれは責任を持って求職をしたという証拠であると。私は、それはうそだとは言わない。あれをいいかげんな仕組みだとは言わない。だけど、あれを民間でやらせると、あれ以下のものになっちゃうというのなら、それはおかしいと。

さっきから、イギリスの場合を金科玉条のように言うのだけれども、つまり民間にやらせる求職した証拠は判こ二つのもの以下になってしまう、という話に本当になるんですか。そういうおそれがあるのだったら、そうならないような仕組みを考えればいいだけの話ではないですか。

生田課長 雇用保険の失業の認定につきましてはいろいろな誤解がある面がございます。失業の認定の仕組みとして、求職活動の実績をとるということをいたします。それは失業の認定対象期間が4週間あるのですけれども、4週間において最低2回は求職活動の実績があることをとることになっておりまして、それはハローワークの職業相談や紹介を使ったとか、民間の紹介所でも構わないし派遣会社を使うのでも構わないのですが、その実績を見まして、その上で本人に本当にやる気があるかどうかというのはやりとりの中で聞き出すことになります。

労働の意思能力があるということが雇用保険の失業の認定の前提でございます。仮に2回求職活動実績があるということであったとしても、例えば民間の紹介所で分不相応な求人ということについてアプローチして、とてもこれでは就職できそうもないといった求職活動をされている方につきましては、現実にハローワークの窓口を指示しまして、職業紹介を打ちまして、先ほどから申しておりますとおり、そのときにやる気がないということが、例えば求人企業が見ていたら情報が入ってわかりますので、あるいは求人企業に対して情報をとって、それで対応が悪ければ給付をしなかったり、今後その給付を1カ月とめるといった行政処分を試みたりといった対応をいたします。ですから単純に2カ所チェックしているだけではなくて、そういう職業紹介部門と一体となった対応をするところに意味があると私ども思っておりますし、そういう枠組みの維持自体が、雇用保険財政をあずかる立場としては非常に大事だと思っております。

雇用保険の支出が、多いときに大体年間2兆円ぐらい出るのでございますけれども、その2兆円に対しまして、仮にイギリスのような事例を逆算して考えますと、1兆円弱余計給付が出るということになりまして、これに対する恐怖感は相当でございます。経済団体も保険料を負担する立場でございます。その保険料のアップ要因として非常に危ないというふうに経済団体の方々も考えておられまして、この一体的な実施につきましてはきちんと確保してほしいというふうに私ども要請を受けております。ですから、ここは何とか確保してい

きたいという考え方でございます。

吉野委員 一体的な運用のやり方を民間に開放した場合に、一体的な運用をうまくやるやり方をこれから考えればいいじゃないですかということを行っているのです。今までの仕組みは今までの仕組みでそれはわかったけれど、それを民間に開放した場合にどうやったらいいかということの前向きに考えることをどうしてしないのだろうという疑問があるということです。

落合委員長 どうぞ、榎谷委員。

榎谷委員 いろいろヒアリングをして、感触を確かめながらやるのだと思っているんですが、これはこの前もちょっと申したように、民間だっていいことやっているわけですよ。本当に真剣にやっているかどうか、それはヒアリングをして、例えば我々は今ヒアリングをさせていただいていますけれども、どういうつもりなのか、どんなことをお考えになっているのか、考証している。私も民間人ですけど、民間人ができない話ではないと思うんですね。当然ここは過剰だから、もう少しレベルを下げてという言い方がいいかどうか分かりませんが、あなたのところはこうですから、という指導も多分民間でもしていると思うんですね。本当に真剣なのかどうかというのは、それは民間人だって判断しているので、公務員でなければそれが判断できないということはないと思うんです。それがきちんと次の保険の支給のところにちゃんとつながっていればいいわけで、それは何も一体でなければいけない。必ず公務員として一体でなければいけない。つまり切れと言っているのではなくて、民間人とうまく連携してやればいいし、ここだって、当然公務員同士ではあるけれども、連携しているわけでしょう。連携していますよね。同じだと思えます。どこが違うのかよくわからないと。

イギリスで大失敗したのだと、こういうお話なんですけれども、例えば統合したことだけの理由なのか、運用の仕方がどうだったのか。統合してまたよくなったんだけれども、思想を変えたからよくなったのであって、単なる統合、また統合したから同じ状況でよくなったとは、私はどうも思えないんですね。運用の方法も相当変えたということがあってそうなったのではないかと、こうなったのではないかと。通常企業だってそうですから、民間だってそうですから、ルーズな運用すればいくらいい仕組みつくってもだめなんですよ。多少まずくても、まずかったらいけないんですが、まずくてもしっかり運用すればかなりいいレベルになるんですよ。そんなものは運用の話であって、もともと制度の根幹の話ではないと私は理解しています。

落合委員長 まだ、いろいろ御意見あるかもしれませんが、予定の時間がまいりましたので、本日の厚生労働省からのヒアリングは終了したいと思います。年末まで時間も限られているのですが、ぜひ公共サービスを改革していくという観点から前向きな御検討のほどお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省(職業安定局)退室)

(厚生労働省(職業能力開発局)入室)

落合委員長 それでは、続きまして厚生労働省から、雇用・能力開発機構の職業能力開発促進センターの運營業務につきましてお伺いしたいと思います。

厚生労働省からのヒアリングに先立ちまして、これまでの議論のポイントにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料3 - を御説明したいと思います。ページを開いていただきまして2ページ目、「職業能力開発促進センターの概要」ですが、全国に62施設ございます。常勤で2,000人強の職員がございまして、支出は毎年450億円余、大半が運営費交付金から入れているという状況でございます。

業務の内容の大きな柱といたしまして離職者訓練、在職者訓練を行っております。

本日の論点につきましてですが、3ページ目、三つ論点がございます。

論点 として、センターの業務自体が必要かどうかという話。特に民間との役割分担、そして地方公共団体にも200校弱の職業訓練校がございまして、その役割分担が明確にできているのかどうかということでございます。

論点 として、まず離職者訓練をセンターが担う必要性についてです。各論として、現在センターが民間委託を行っている7割の訓練、センターが直轄で行っている3割の訓練に分けて御議論いただければと思っております。

論点 は在職者訓練でございます。

以下、個別にさらに説明させていただきますが、4ページ目、まず論点 のセンターの業務をまず国が担う必要があるかどうかという話でございますが、一つは民間の専門学校などとの役割分担でございます。

厚労省側の意見としては、雇用のセーフティネットとして、公的な職業訓練は必要であり、国は公共職業訓練施設を設置・運営する義務があるということです。ポリテクセンターにおいては、民間では現に行っていない訓練、採算性などの要因によって、民間などでは大変難しい訓練に特化して行っており、民間で実施できる訓練については見直して積極的に民間委託をするようにしているという主張でございます。

委員会側としては、セーフティネットの必要については十分認識はしているのだけれども、特に大都市において民間と重複して行っている場合があるのではないかと、現に民間が訓練を行っていない場合もあるのでしょうかけれども、それは民業圧迫の原因によるものではないかといった主張です。

次に地方公共団体の職業訓練校との役割分担ですが、厚労省側の意見としては、1つ目とかぶるところがあるのですけれども、国として自らセーフティネットとして公的な職業訓練を担う必要があるということです。地方自治体は国全体というよりも、むしろ地域のニーズに着目をして職業訓練を行っており、おのずと役割分担が行われており、さらに国と自治体の間で密接な連携を行っているという主張でございますが、とはいえ、地方自治体に職業訓練校が186校ございまして、さらに62校の国のセンターがあると。施設として

重複があるので、例えば地方の職業訓練校の施設を使って国の訓練をやるなどといった工夫ができるのではないかと検討の方向性はあるのかなと考えております。

5 ページ、論点 でございますが、離職者訓練、現在センターが民間委託を行って実施している7割の施設外訓練とセンターが直轄で行っている3割の訓練がございますが、まず、7割の業務については、恐らく厚労省側の主張と委員会側の主張は一致しているのだと思うのですが、民間でできるものはどんどん民間委託をしてやってもらうというものだと思います。ただ、委員会側の検討の方向性としては、利用者に選択肢を増やすという意味で、例えばバウチャー制度の導入等により、ハローワークの紹介で全部センターが行うのではなくて、利用者の選択に基づいて、例えば民間にもっといい訓練があるからやってみないと、選択肢を増やすような工夫はできるのではないかと考えております。

次に(2)の3割の方の業務ですが、これは先ほどお配りしましたポリテクセンター関西の離職者訓練のメニューを横に置きながら聞いていただければと思いますが、厚労省側の主張としましては、まず求職者を市場化テストという実験対象にすることはなかなか難しいのではないかと主張です。3割の直轄で行っている業務は、民間でも現に行っていないかったり、採算性がなかったりといった困難な訓練に特化していますということです。実際、ちょっと比べる対象が違うということはあるのですが、民間委託をして行っている離職者訓練と施設が直轄で行っている訓練、就職率にかなりの差があって、民間ではなかなか失業者の視点に立った訓練は難しいのではないかと主張しています。ほかにいくつか細かい主張がございますが、こういったものについて果たしてそうなのかということを検討していただければと考えております。

最後、6 ページ目、在職者訓練でございます。厚労省側の主張としては、先ほどから共通して言えることですが、民間でできるものは民間に出している、センターで行っているのは真に高度なものに特化したものづくりの研修を中心した民間では実施していない訓練であるという主張でございます。

これもそうなんですが、参考で配らせていただいているポリテクセンター中部のメニューを具体的に見ながら、果たしてこれが民間でできるものか、できないものかという話を今回していただければと考えております。

以上でございます。

落合委員長 それでは、厚労省から補足説明があるようですので、奥田職業能力開発局長よろしくお願いたします。ただし、時間は5分ということでお願いします。

奥田局長 厚生労働省の職業能力開発局の奥田でございます。雇用・能力開発機構を所管しているという立場で、本日こちらに参ったわけでございます。

私の方から簡単に資料を御提出しております。まず1 ページ目、これは既に皆さんも御存じのことですので簡単にさせていただきますが、今、説明の方にもございました。ように、雇用・能力開発機構が行っている訓練が、日本の訓練体系の中でどういう位置づけを占めているかということを中心に整理させていただいたものでございます。もともと雇

用・能力開発機構の訓練は、ハローワークから受講指示をされました失業者の方たちの訓練を行うことを中心的とした業務をしているわけでありまして、また、その中でも近年は民間の教育訓練機関で実施できるものについては、それをポリテクセンター等において民間で受けていただけるように、カリキュラム構成等も助言を行い、指導する形で委託に出しております。現在はその民間委託が、離職者訓練全体の約 72%まで割合を高めてまいりました。

また、本日のテーマにもございますけれども、在職者訓練につきましても実施をしておりますが、これは後でまたお話しができたらと思っておりますけれども、離職者訓練のいわば隙間を利用して、同じ指導員が同じ機器を使って、近在の中小企業を中心に能力開発の支援をしており、ものづくり系が在職者訓練の中心になっているというふうに私ども理解しておるわけでございます。

また、機構につきましては、独立行政法人の改革をずっと進めてきており、既に 17 年度決算では独法化が始まりました基準年としての 14 年度と比べますと、金額的に 190 億円を削減しまして、現行の中期目標期間中の目標の 15%を既に達成をしております。それから、職員数につきましても、現行の中期計画にのっとなって毎年度約 150 名程度の定員削減をしております。割合で言いますと、定員の 3～4%を毎年減らしております。

先日、有識者会議の方で、非常勤も含めてどうなのかということがございましたので、その点を確認いたしますと、非常勤を含めますとさらに削減率が高くなってきておりますので、そういう意味で、雇用・能力開発機構の改革につきましては、着実に進行しているというふうに監督官庁として見ているところでございます。

それから、2 ページ、3 ページにつきましては、来年度から市場化テストを行うことになっております「アビリティガーデン」と「私のしごと館」におきます検討状況について簡単に御紹介をしたいということでございます。

東京の錦糸町にございます「アビリティガーデン」はホワイトカラーの能力開発施設ということで設置をされているわけですが、こちらの施設は能力開発のコースを開発して、それを試行実施していく役割を果たしておりますけれども、その中で、業界共通型、いろんな業界に共通する訓練種目につきまして、6 コースを来年度から市場化テストにかけられるようにということで今準備をしているところです。

「私のしごと館」につきましては、職業体験事業がございますが、そのうち、業界団体等の協力を得ないでやっております 5 職種について、市場化テストにかけるということで今準備をしております。

それぞれ機構の中に準備態勢を組みまして、11 月には、近々入札公告をいたしまして、来年 4 月から事業をできるようにしたいということで進めているところでございます。

3 ページ目の方は、「私のしごと館」についていろいろな御意見をいただきましたので、これについては、総務省の独立行政法人評価委員会でいろいろなアドバイスをいただいているわけですが、4 ページで「改革の方向性」ということで、アクション・プランという

ものを作成いたしましたして、そのアクション・プランにのっとりまして毎年度事業の進行状況をチェックしながら、事業の効率化を図っていくということで準備を進めているところでございます。

具体的には下の方にございますけれども、利用者数については、平成 17 年度実績を 1 割増加するよとということ。それから、「満足度」調査をして満足の高い状況を保とうというよとこと。自己収入については倍増を図りたい。また、運営費交付金については 10 億円を下回るところまで下げていきたいよとこと、17 年度実績の 3 割減という形にしたい。また、期間につきましても、3 年間で実施をしようよとことでございますので、これはそういう形で実施をしたいよと考えているところでございます。

以上、雇用・能力開発機構におきます市場化テストに向けましての準備状況につきまして御説明させていただきました。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から御意見、質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

森委員 一つには、ヒアリングの資料の中でいただきました収支決算の中で、収入と支出の差異が運営費交付金よとこと相当大きな額であるが、先ほどの局長さんのお話ですと、運営費交付金もどんどん下げていくよとことを含めてやっておられるのですけれども、このコストの積み上げよとことは、ある面では相当厳しくしていかないとけない。こういうコストをきちんと開示をすることよとによって、例えば今度の「私のしごと館」とか「アビリティガーデン」も含めて民間の方たちが応募をして、そして創意工夫よとによってよいサービス、あるいはコストも低廉になるよとことにつながると思ふんのですけれども、コストの開示よとことは十分しておられるんのですか。

奥田局長 これは機構で毎年、財務諸表についてきちんと公開するよとことよとてやっております。また、職業訓練について運営費交付金の中身は、職業訓練を実施するに当たつての費用に充てられているところですが、特に離職者訓練については、求職者に対して無料で実施されているところであり、この交付金につきましては、私ども効率的に使われるよとことよとて最大限の努力を払っているところよとてでございますが、この一方で、収入 18 億円よとものがございまして、これは先ほど申し上げました在職者訓練を実施することよとによって得られる収入、これはかかっている経費の 2 分の 1 までの上限で徴収をしておりますけれども、こちらの方につきましても、少し見直しをかけまして、中小企業の方によとしますと少し負担が上がるよとてしまいますけれども、もう少し受講料を上げたいよとことよとて、4 割くらい平均で引き上げるよと方向で検討をしているよとことよとて、できるだけ運営費交付金につきましてはむだのないよとてしていきたいよとて思っているわけよとてでございます。

森委員 先ほど、ポリテクセンター中部の事業概要を見させていただきました。それでもう一つ、「真に高度なもの」に、しかも「ものづくり」よとことに特化をしたよとことよとて事業を展開していくよと。そうするとポリテクセンターであるものよとて、例えば中小の企業、これは私は日本を支えていく大きな原動力になっているよとて思ふんのですけ

れども、そうすると、ここの中でいわゆる真に高度なもの、しかも、ものづくりというものから外れるものが結構あるのではないか。その辺のことにこういうポリテクセンター自体も中身を特化していくというような考え方で、例えば主務官庁としてお考えかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

奥田局長 既にそういう方針で組み立てて指導しております。ですから、現場の事情を聞いてみますと、中小企業の方から訓練需要が出てきまして、それを訓練すると。その中で機構が行うのは、我々は真に高度な、それもものづくりを中心に、こういうふうに限定をかけているわけですが、場合によってはそうした訓練のみで実施されていないという事例は全国各地でございます。上位の訓練に到達するためにその下を埋めるという形のものが最小限残っているような可能性がございます。これについても我々はかなり心苦しいところはありますけれども、やめろという指導をしておりますので、ただ、現場ではかなりこれは現実問題困ったことが起こっているというふうなことも聞いておりますので、正直なところ、私はジレンマがあるのですけれども、民間でやれるものは民間でやるようにということでございますと、民間機関を育てるというような形で、こういったものについては方向性も既に示されましたので、その方向性でやっていきたいと思っております。

森委員 すいません、もう一つだけ。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 私どもに昔からいう県の職業訓練所、今ですと高等技術専門校というんですか、そういうものがあるわけなんですけれども、正直言いまして、県の方でもいろいろお考えになっている指導員の方が、従来、かつてその訓練をやっているところの職員で、そのままずっと行って、時代の変遷とともに職業訓練の内容が変わっていくのだけれども、組織としてはなかなかそれに追いついていかない。結局新しい仕事を取り込もうと思っても、従来の方がおられるから定員の問題含めてなかなか苦勞していらっしゃる。

これは、恐らくポリテクセンター自体でも同じような構造ではないだろうか。要するに新しいものを、例えば高度なものをやろうと思っても、そこに従来からの方たちがいらっしゃる。その方たちを、例えば明日からご用はございませんというわけには恐らくいかないだろうと。この辺の仕組みというのはある面では、そのままずっと行きますと新しいものがやれないとか、その辺はどうでしょうか。

奥田局長 これは10年ぐらい前からそういった問題がございましたので、機構の中におきましては、指導員を相模原にある総合大に全部、10カ月ぐらいのコースだったと思えますけれども、集めまして、例えばポリテクセンターで以前実施していた自動車整備科とかは全廃いたしまして、当該科目を担当していた指導員の再訓練をして、新しい学科に対応できるようなことをかなり大胆に機構においては実施いたしました。

また、機構の一つの持ち味といいますか、いわば全国ネットがあるということになりますので、職員の中で異動を嫌う人もいますけれども、それについては説得をしながら異動していただくような形で、社会に必要とされている訓練に対応できるようにということで、

これは相当一生懸命やってきたつもりであります。

ただ、おっしゃいますように、高齢の方とか、そういったような方は限界がございましたので、そういう方につきましては、事務の方に回っていただいたり、そんなようなことをしながら、そういう新しいニーズに合った訓練科目に変えていくことについての努力は精一杯やっているわけでございます。

その一方で、御指摘ございましたように、都道府県の職業能力開発校の場合は非常に校の数も少ないというようなこともございますので、現実的にはそう簡単に対応できないということも聞いております。全国に今 186 校あると聞いておりますけれども、ピーク時には 250 校近くありましたので、これがかなり統廃合で減らされているという状況でございます。直近でもそういった動きが進行しておりますので、そういう過程の中で再編をしながら、必要な科目を県内 1 カ所に集中してやるとか、各県は非常に努力をされておられますけれども、日本地図を全部広げたときに、必要な訓練が必要な場所で受けられるかということになりますと、これは現状からしますと、かなり問題があると思っております。そういう中で機構がいろんなことをしながら、地域のニーズに応えられる訓練をやっていくと。また、中小企業も生き残りをかけて新製品の開発とか一生懸命やっておりますので、そういったものに対しては、離職者訓練の合間をとりまして在職者訓練を編成して企業から来ていただいて訓練をすとか、そんなようなことも実際に実施しておりますので、先ほど在職者訓練はできるだけ絞れというお話がございましたけれども、地域の現場からしますと、地域のニーズとして在職者訓練をやってほしいと、こういうニーズはたくさんございます。

そういう中で、民間に任せられるものは任せておりますけれども、民間に任せられない地域も全国各地で見るとかなりあるということも事実でございますので、これにつきましても、基本方針を決めておりますので、その方向性でいきますけれども、あしたからやめろということとはなかなか困難なところもあることは御説明申し上げたいと思います。

森委員 先ほど 7 割、3 割というお話があり、どうしても 3 割が残っていると。真に高度なものというのは、その 3 割の中核をなすものでございましょうか。

久保村課長 7 割、3 割というのは離職者訓練についての分類でございまして、離職者のための訓練につきましては 7 割を民間に委託しておりまして、3 割を施設内で、つまり訓練校で実施しているということでございます。離職者訓練につきましては、「真に高度」というしよりはかかっておりません。在職者訓練については「真に高度なもの」のみやるという整理でございまして、そういう仕分けでございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 局長がおっしゃったように、雇用・能力開発機構は、以前はまだ機構になる前の話ですけれども、こんないいかげんなところがあったのかと思ったぐらいなんです、最近は確かに非常に熱心に改革を進められているということは高く評価を私もしているんですね。ただ、今の市場化テストの話になりますと、これは資料 3 - の P 5、「官民競争



入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要」というところがあるのですが、これは「雇用のセーフティネットとして必要不可欠であり、その業務を官民競争入札...」とこう書いてあるのですが、このセーフティネットというのがあちこちに出てくるんですけど、今、ハローワークでもお聞きしたのですが、ハローワークもセーフティネットとおっしゃると。どこまでがセーフティネットなのかよくわかりませんが、国がやるべき仕事としてのセーフティネットがどうかわかりませんが、これは理由にならないのではないかと。

つまりハローワークのところでも申し上げたのですが、例えば機構がやる業務、それは民営化をするということとは今回違うわけですね。広い意味での規制緩和かもわかりませんが、単なる規制緩和ではないということの前提にしますと、機構がやる仕事ですと。つまり公的なサービスだと考えたとしても、つまりこの内容が非常に高度なものであって、なかなか民間でできないと。民間に任せただけでは採算性の問題もあってできないのだとしても、これは公的サービスだとしたとしても、これは公的サービスを何も機構の職員がやるか、民間の会社なりでやるかという話ですから、そして堂々と機構の職員の方と民間の方が競争して勝つか負けるかの話ですよ。質は上がると思うんですけども、この理由を見ていると、どうも市場化テストという意味が十分理解されていないのではないかと。あくまでも民間でできないからやらない。民間でこのぐらいのことやる能力のある人はいっぱいいると思うんですね。ただ、お金との絡みからいうと採算が合わないし、例えば地方だったらなかなか人も集まらないから、それは採算に合いませんね。だから機構がやりますというのわかります、ある部分については。

しかし、これは機構が予算を使ってやっているわけですから、その予算を使いながら、より高い品質のものを、あるいは予算もより削減してやろうという、これは民間人がやろうという話ですから、決してこの理由は、官民競争入札の対象とすることについて適当でないという理由にならないのではないかとと思うんですね。

それから、「高い就職率が低下する」と書いてあるんですね。これは民間人のものは低いと書いてあるんですが、例えば、機構を元に戻すと高くなるんですか。もし高くなるのであれば、私はすぐ機構の職員に戻すべきだと思いますね。こんな低いレベルのサービスを提供し続けること自体が問題ですよ、民間人に任せて。それ以上になることを前提に、機構の方と民間人の方と競争すべきであって、民間人に任せて、減らせ減らせとだれかが言うから、だから減らさざるを得ないから、質が落ちるけれども、民間人に任せましたという論理は間違いだと思うんですね。もし本当に民間に任せた結果、落ちているのであれば、機構の職員がやるべきです。それは、実は官民競争入札の精神ですよ。もう一遍官民競争入札をさせてみたらどうですか。それで上がれば、機構はすばらしいと思いますけれども、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ、こういう考え方が。民間にさせたら下がりましたと。だから民間人はできないんですよという論理はおかしいと思うんです。それはいかがでしょうか。

久保村課長 まず、後段の方から申し上げますと、長い歴史の中で、従来は施設内の訓

練校というところで訓練をやるということによってやってきたわけでありまして、過去は非常に規模も小さくて、その中でそういうものを中心にやられてきたわけですが、その後、民間の教育訓練機関は非常に発達してまいりまして、全体的な効率性の面からいっても、施設をたくさんつくって、国が直接やるというのは非常に効率的ではないのかという御指摘もいろいろありまして、その中で民間を活用しながらやるという委託訓練が近年非常に拡大してきたという経緯があるわけでございます。

その中で、特に民間の方たちが担っていただいている分野というのはどちらかというとホワイトカラー系中心でございまして、そういう分野は機構も一部やっておりますけれども、大分縮小してまいりまして、そういう状況の中でノウハウをきちんと持っているところがやっていただくということが一番よいのではないかとということで委託を大分増やしてきたという経過があるわけでございます。機構がそのままホワイトカラー系のところをやって、さらに就職率が上がるかどうかというのはこれはわからない部分があるわけでございますけれども、ただ、量的にそういうものを施設内でやるというのは非常に不可能な状況でもございまして、この基本的な枠組みというのは今後とも維持していかなければいけませんし、その中で民間の方々にできるだけ就職率を上げていただくような、そういう努力も我々としてはしていかなければいけない。その一つで、例えばインセンティブといった制度を設けるとか、あるいはいろんな面で競争していただくという意味で企画競争なり、そういうものをきちんとやるとか、そういう形で対応してきているわけでございます。

それから、もう一点、セーフティネットの問題でございまして、私どもといたしましては、セーフティネットということは、雇用対策をやるときに、非常に失業率が高くなったり、緊急な大量の失業者が出たような場合に、そういう施設内でやる得意分野、装置型の訓練もやらなければいけないとかということもございまして、なかなかそういうものを持ってない委託だけではできない部分もあるわけございまして、そういうものはきちんとものづくり系を中心に維持をしていかないとセーフティネットとしての役割自体が果たせなくなってしまうのではないかと、そういうことも危惧しているわけでございます。もちろんいっぱいやっていいということではないので、できるだけ絞って、最小限の中でやっていくことが必要だと。そこは国が直接関与できる形でやっていくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

榎谷委員 おっしゃるところはよくわかりますよ。国が直接関与するやり方、機構がやるということですね。しかし、それは機構の職員がやるということと、民間人が一定の予算を使ってやるということと、それは民間人がやるというのは効果が上がらないということなんですか。それがよくわからないんです。

久保村課長 訓練の種類によって、例えばものづくり系の訓練につきましては、なかなか知識だけでは難しいということもありますので、長い期間をかけて指導員なども養成しているということがあられるわけでございます。確かに企業の中にはそういう方たちがいっぱい

いおられると思うんですけれども、指導員という形で市場にあふれているわけではありませので、その部分はきちんと養成をしながら、そういう方たちの技能、知識によってきちんと教えていっていただくという仕組みをつくらなければいけないということを思っております。もちろん最小限ということですので、全体的に言えば、今、民間の方が量的には圧倒的に多いわけですので、その部分ぐらいについては国がきちんとやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

榎谷委員 やっていきなと言っているのではなくて、やっていくことを前提に考えたとしても、これは民間の方が、我々の年代の方々が退職されて、中国で教えていらっしゃるわけですね。この前も申し上げましたけれども、そういう方にちゃんとやってもらえばいいわけですね、会社をつくって。経験がある、理屈の世界だけではなくて、実感として教えられると思うんですね。また、中小企業であっても、金型が強い人がいらっしゃって、その人がある程度の年齢になったと、そういう方たちに糾合して教えてもらえばいいわけですね。民間だったら、そういうことがいろいろ弾力的にできるわけですね。

だから、今やっていることを否定しているわけではなくて、セーフティネットもいろいろ見解の相違あるかもわかりません。そうだと、機構の仕事だということを前提にして、その仕事を機構の職員がやるのか、民間会社が競争入札をやるのか。それは品質がよくて安い、これが勝つんですから。なぜ官民競争入札に適当でないのか、それはわからない。その理由で民間だと高い就職率が低下するおそれと書いてあるので、ということは、逆に言えば、民間に任せたら低くなっているわけだから、低いというのはけしからん、とんでもない話で、民間に任せたらだめだという話で、それならむしろ官に戻すべきですよ。官でないかもわかりませんが、これは機構ですから、非公務員ですよ。官というのか、広い意味で言えば官だと思わんですが、やるべきだと思わるので、失礼な話ですよ、このような表現は。それなら官でやってもらって、66%が80%になるのであれば、もちろんコストの絡みもあるかもわかりませんが、やればいいんですよ。

久保村課長 民間のそういう能力を持った方につきましては、私どもとしては外部講師などの形で活用していかなければいけないと思っております、その比率も最近大分高まってきたという現状でございます。やはりその中で、得手、不得手というのがどうしてもあるわけでございますので、その中で民間の方が、例えばものづくり系の訓練をやるかといって、ノウハウもなければ、人もないという状況の中ではできないのではないかと、おっしゃるのではないかと、思わんですが、やってみなければわからないのではないかと、おっしゃるのではないかと、思わんですが、そういう非常にリスクの大きいことはセーフティネットとしての職業訓練の性格からいってなかなか難しいのではないかと、思っております。

落合委員長 まだ、いろいろご質問もあると思わしますが、予定の時間が大分超過いたしましたので、これで厚生労働省からのヒアリングは終了したいと思います。

ぜひ、公共サービスを改革していくという法の趣旨からして、そういう観点から、この

問題につきましても、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省(職業能力開発局)退室)

(国土交通省入室)

落合委員長 続きます、国土交通省から、観光関連業務についてお伺いをしたいと思います。国土交通省からのヒアリングに先立ちまして、この問題に関する議論のポイントを、まず事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料4 - に従いまして簡単に御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、今回、議論の対象にさせていただいております国際観光振興機構の概要を記載いたしております。

その次のページでございますが、今回、観光振興機構につきまして、民間開放の要望が出ております対象業務につきましては、今、点線の枠囲いで囲っております部分でございます、海外事務所の運営業務、海外市場開拓業務、調査・情報、統計業務というところに要望が挙がっておりますのでございます。

恐縮でございますが、最後の6ページをご覧いただきたいと思っております。ここに最近の訪日外客の推移が書いてございまして、ビジット・ジャパン・キャンペーンというのがこれを促進するというキャンペーンですが、これは2003年に始まりまして、それからかなり大きな伸びで伸び続けておられるわけでございますけれども、まず、このことにつきましては2010年に1,000万人の外客数を達成することが大きな目標となっておりまして、2005年を起点といたしますと、2010年までに毎年8%強の伸びが確保されないといけないというところございまして、これがまた恐縮でございますが、3ページをお開きいただきたいと思っておりますが、この目標に向かひまして、極めて厳しい財政事情の下、効果的な形で民間活力の活用を行うべきではないかという問題意識の下に議論をさせていただいております。

それでは次の4ページにまいりまして、民間活力を活用するという点につきまして、仮に民間事業者が事業を行った場合には支障が存在するという点でございます。国土交通省さん側の見解といたしましては、ツアーの販売実績でございますとか、あるいは企業戦略にかかわるような情報の入手が困難になるのではないかと。あるいは特定の企業等、収益に偏重した事業展開がなされるおそれがあるのではないかと。それから、法務省等官公庁からの情報入手いたしておられるわけですが、これの円滑な入手が困難になるのではないかと。ということ等々から、民間事業者が事業を実施したときに支障が存在するのではないかと。御議論でございます。

これに対しまして我々の検討の方向性でございますが、機構が入手する観光情報というのは、基本的に広く公開されることが前提ではないのかということ。それから、民間事業者はいろんなネットワーク、いろんな企業戦略にかかわる情報を収集しているはずですので、そういったノウハウをもっと発揮するというような考え方もできるのではないかと。

うこと等々から、ぜひ民間事業者が事業実施をするという方向で御検討いただけないかということでございます。

引き続きまして次のページ、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業そのものですが、これは実際には業務すべてが民間委託で行われているものですが、事業者の選定に当たりまして企画競争、これは随意契約の方法ですが、そういった方法で行われているところを質のみ、企画案のみの評価だけではなくて、価格の評価等も行える民間競争入札を実施すべきではないかという点でございます。

事務局からは以上でございます。

落合委員長 これにつきまして、国土交通省から補足の説明があるということですので、柴田審議官お願いいたします。恐縮ですが、5分ということをお願いいたします。

柴田審議官 こういう機会を与えていただきましたことをまず感謝申し上げたいと思います。先生方、よく御承知のことだと思えますが、若干バックグラウンドと申しますか、そういうものをちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

日本に外国から来ていただいている方々は昨年で673万人でございます。日本から海外に行っている方々が、日本人ですが、1,740万人ということで大変アンバランスだということで、これを是正したいということでございます。ただ、海外から来ていただく旅行市場と日本の旅行市場というのは大変異なっておりまして、日本の旅行会社は主として日本人の海外への旅行は扱ってございますが、海外から来るお客様につきましては、例えば大手の旅行業者でも売上の1%~2%程度ということで、例えばある新興の旅行会社で0%ということでございまして、いわゆる旅行業者についてはそういう状況にあるということをまず御了解いただきたいと思います。

資料に沿って御説明をさせていただきたいと思えます。4ページを見ていただきたいと思います。外国からの旅行者をインバウンド、来ていただくためには、外国の旅行業者からいろいろな情報をとる必要がございます。これは公開されている情報があるはずではないかとかいろいろ御意見がございましたけど、必ずしもそういうものではなくて、企業戦略に係るような情報がなかなかとりがたいというのが実態でございます。

また、一つ、私どもとして大事なことだと思っておりますのは、特定の地域や企業、また収益に偏重した事業展開がなされるおそれがあるということが、民間開放の場合の一番難しい問題であろうと思っております。「以上により」と書いてございますが、相手国の市場動向に即した市場開拓業務や、地域の活性化の観点から、これは特に今地域が活性化のためにいろんな情報発信をしたということで観光地づくりということをやっております。そういう意味で、偏りのない真に多様な日本観光魅力の発信のためにも、こういう組織が必要だと考えております。

もう一つ申し上げますと、民間事業者ということで、先生方がどういう会社を想定されているかということについて、逆にお聞かせいただきたいと思いますところもあるのですが、例えば、世界的にネットワークを持つ大企業さんがあります。こういう企業が産業観光の仕事をす

るといことが想定されるのかもしれませんが。その場合に、例えば、今、日本の観光振興する際に、その大企業にも魅力もありますが、そのライバルとなる企業にも魅力がございます。産業観光ということに関して言えば、そういう問題もございます。例えばその大企業がライバル企業の観光資源、例えば産業博物館というのがございますけれども、こういうのをするでしょうか。しないまでも後ろに置くのが普通ではないでしょうか。

それから、例えばある特定の旅行会社が、これは決してインバウンド業務に精通しているとは私どもも思っておりませんが、そういうところが受けられるにしても、その旅行会社にとってのメリットがある情報を中心に行うということではないかということで、日本のメッセージを広く、それからいろんなものを新たに掘り起こしていかなくてはいけないときに、そういうのが対応できるのか。こういうところが一つ大きな論点ではないかと思っております。これはイギリスが市場化テストについてはかなり先進的でございますが、ビジット・ブリテンという組織がございまして、そこで事業をしておりますが、こういう議論は国の真の姿を伝えるという意味からはそういうことはやってないというふうに聞いておまして、そういう観点からも、私どもとしては、今の体制が磐石だとは申し上げません。逆に言うとJNTOという中で、もっと民間活力を活用すべきではないかということで、現在の会長は日産の北米社長をやった方に来ていただきまして、そういう経営ノウハウを使いまして、そういう方々のお力をいただきながら、また、民間とのいわゆる交流みたいなことも含めながら民間活力を活用しながらそういうことをさせていただいているというのが今の実態でございます。

もう一点、5ページですが、これにつきましては、私の方の見解で書いてあるところがポイントでございまして、民間競争入札につきましては、2つ目の「 」でございまして、どうしても詳細に仕様書を決めなければ、それで競争入札というのはなかなかできないわけございまして、そうしますとどうしてもアイデア提案の幅が狭まるのではないかと、この点が私どもとしては一番危惧している点でございまして、大変小さい契約が多うございまして、昨年の実績でございますと、250件ぐらいございまして、これの詳細な仕様書を決めて、民間からのアイデアというのがなくなりますと、これは非常に問題だなというふうに思っております。

それから、右側の中で、最後のところでございまして、検討の方向性の中に、「価格の評価は行われておらず」と書いてございまして、これは企画競争であっても価格の評価を行わないということはございませぬ。これは事実ではないのではないかと感じておまして、そういう意味で、企画競争でやらせていただきたいというのが私どもの見解でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から質問、御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。逢見委員、どうぞ。

逢見委員 前のヒアリングのときだったかと思いますが、JNTOはかなり民間からの出向者を受け入れてやっていますよね。つまり独法であっても、民間に在籍して実際に観

光業務に携わっているような人たちもいるんだろうと思うんです。そうすると、そこで例えば情報がA社に偏ってB、Cに行かないということはあり得ないのではないか。そういう反論として、全員公務員であれば、情報が偏ることがあり得るかもしれませんが、実際にいろんな各業界の方々が集まって寄り合い所帯でやっている独法で、どうしてそういう懸念が出てくるのかということをお伺いしたいのですけれども。

柴田審議官 逆に、民間のノウハウを活用するというのが非常に重要なファクターであるというふうに思っています。そのときに組織体としてのJNTOというものと、例えばそれが所属会社の名前になるのかどうかというのがポイントでございまして、もちろん出向者にはそれぞれの会社の看板が切れてはいないと思います。しかしながら、看板をある意味で切る形で仕事をしていただくからこそ来ていただけるのでありまして、その看板を背負ったままでやっていただく人は、それはちょっと困るんですね。逆にそれもだめだといえますと、逆に民間のノウハウが活用できないことになりますので、民間の看板をしまったやつをちょっとさておいていただいて、そのノウハウとか今までの経験を活かしていただいて御協力をいただくと、これがやり方ではないかと私どもとしては考えている次第でございます。

逢見委員 別に我々はJNTOを丸ごと民営化しろと言っているわけでもないし、包括的に全部民間委託しろと言っているわけではなくて、限られた業務が今回の対象です。そこで出てきたアウトプットはJNTOに帰属するわけですね、知的財産も含めて。とすれば、どういう仕様で開放するかということと、守秘義務なり何なりきちんと契約しておけば、そういった懸念は生じないのではないかと思います。

柴田参事官 私、先ほどちょっと申し上げましたが、どういう組織体が業務を受けるのかというところが、名前が消えないのではないかと私どもは思っております。JNTOの組織の下で一つの業務をやるわけですが、民間開放された業務については受託会社というものが存在するのだろうと思います。この名前が消えないのだろうと私どもとしては思っております。したがって、もちろんJNTOという名前ではございますが、受託しているのはある特定の旅行会社の場合、ライバルの旅行会社に戦略的な情報を出すのでしょうかというのが私どもの思いでございまして、産業観光についてある企業が受けたときに、そのライバル企業がやっている工場の産業観光というものについて全くやらないとは申し上げません。多分その企業の資源の方を優先されるでしょうと、こういうのは困りますと、こういうふうに申し上げているつもりでございますが、御理解していただけますでしょうか。

落合委員長 今のお話は、受託者は、受託者としての善管注意義務というものを、まさに機構に対して負っているわけですから、いわば利害相反のような状況が生じた場合に、機構の利益ではなくて、自分の利益を優先させるというのは受託者としての善管注意義務違反ということになって、それは法律上許されないことだし、それについて、十分そういうことが行われぬような仕組みを受託契約の中で定めるとか、対応は十分考えられるの

ではないでしょうか。

柴田審議官 落合先生を前にして法律議論をするつもりはないのですが、民間企業ないし組織体かもしれませんが、組織には組織としての論理があるのだらうと思います。例えば観光の業務をやるにしても、その会社がもうかるというか、利益を上げるということを通じて、初めてその会社は存立意義をミッションとしてなし遂げるのだと思います。もちろん法律的にはそういうことがあるかもしれませんが、例えば先ほどお話にありましたが、出向者の間で、例えばA社の人B社のことを貶めていたら、これはチェック機能が働きますよね。ところがそれが全体としてA社という形でございますと、A社の少しでも利益になるようにするのが、A社に勤める方の本来的な心なのではないでしょうか。それが善管注意義務ということでチェックできるような露骨なものであれば、当然のことながらチェックはできると思いますが、何といたのでしょうか、ここら辺、私必ずしもうまく言えませんが、そこはかたないもので、自分のところの会社の方に有利に誘導するというのがどうしても出るのではないのでしょうか。それが逆に言うと、名前が出るのではないのでしょうかというところの心配でございます。

落合委員長 御趣旨はわかりましたけど、公共サービス改革法自体が、いわば公共サービスの一部を官自らやるのではなくて、民間事業者を受託という形でやらせようと、そういうシステムをとっている中で、今、まさに公共サービス改革法の対象にしようとしている公共サービスについても、およそライバル企業がないような、そういう分野だけ市場化テストを当てはめようということではなくて、現に今考えられているものについても、ライバル企業がいるようなものについても、その中の一つで、それがいわば公正な手続の中で、これが一番効率高くできて、そしてコストも安くやれますというものを選ぶということですから、そういう意味では、いわばライバル企業がいって、そのためにライバル企業との関係でなかなか情報がとりにくいとか、自分の利益を優先するような行動がとられるのではないかという問題については、私の理解では、公共サービス改革法というものは、そういうものを織り込んで、民間でできる部分については、官が自らやるのではなくて、民間に任せていきたいと思いますということですから、特に観光問題について、ライバル企業がいるような分野については、なかなか受託は出せませんという倫理は、もう一つ、付加されたものがあると腑に落ちるような感じがするのですけれども。

柴田審議官 私もいろいろなケースがあるのだらうと思っておりまして、前からいろいろな議論がなされておるようでございますが、施設運営とかそういう世界については、A社であろうが、B社であろうがあまり関係ないのではないかなと。これは、すいません、勝手な思いでございますが、ところがこの観光の話につきましては、ここで私ども書かせていただきましたけれども、今後新しく展開されるものも含めまして、偏りのない真の日本の姿を多様なものを発信していく必要がございます、そのときには偏りのあるという形になるような事業者を受託をさせるというのはよろしくないのではないかなというのが私どもの見解でございます、純粹にライバル企業だけの問題ではなくて、もう一つ、すい



ません、つけ加えて申し上げますと、偏りのない形で情報発信する。そういう業務を外国のいろんな旅行会社にアプローチする際に、それが抱えるものが、例えば特定の企業であった場合、どうしてもそういう目で見られるのではないのでしょうかという論点なのでございます。

落合委員長 ほかに、榎谷委員どうぞ。

榎谷委員 資料4 - の5ページのところに、「企画競争ではなく民間競争入札を実施すべき」と書いてあるのですが、国土交通省の見解のところ三つありますが、私も正確に企画競争と民間競争入札を十分理解しているかどうかという問題があるのですが、それぞれ見ますと、例えば真ん中の「 」は、詳細に仕様書を定めてやるのだから、創意工夫による自由なアイデア提案の幅を狭めると書いてあるのですが、これは仕様書のつくり方の話で、確かにインプットばかり書いてしまうと、インプットとアウトプットとアウトカムというのがありますが、仕様書をインプットにずっと並べてしまいますとほとんど創意工夫はないのですが、官民競争でも、民間の創意工夫をすることが前提になっているわけですね。したがって、仕様書のつくり方の話ではないかと。むしろアウトプットとかアウトカムの仕様書にすれば、十分に創意工夫によるアイデアの提案ができるのではないかとというのがまず一つ。

一番上は、官民競争入札も同じことを言っているわけです。一番最後の価格情報も含めたものをやっているというのであれば、事業評価もやるというのであれば、どこが違うのか。ここだけがよく理解できないので、どこが違うのでしょうか。単なる仕様書だけの話なのか、それ以外にもっとあるのか。

柴田審議官 基本的には、私どもここに書いてございますように、仕様書の問題だというふうに思っているんです。価格だけで競争、価格を基本として競争するだけには、仕様書がはっきりしていないと価格では競争できないというふうにつながるのだらうと思います。したがって、価格競争で決めていくというような考え方に立てば立つほど、仕様書を詳細に決めざるを得ない。したがって、そのところに問題が生じてまいりますというのが私どもの意見でございます。

榎谷委員 そうすると、仕様書について、インプットの仕様書を決めない限りは競争入札になじまないということなんですか。最近はずしもそうではなくて、インプットだけではなくて、アウトカムで入札されているような総合評価というようなものをされていると聞いているんですが、それでは不足だという御主張なんですか。

柴田審議官 私どもとしてはまだ制度的に必ずしも安定してないものがあるものですから、これとこれで完全に違うんですと。こういうふうに、例えば民間競争入札とか、今回のこの場で議論されるような入札方式というのは、こういうものでございましてというのが明確であれば、若干あるのですが、我々の理解はこういうものですから、今の状況では、企画競争で出てくるようなアイデアをぜひ活用しながら、価格も加味しながら評価していきたいというのが私どものスタンスでございます。

落合委員長 森委員どうぞ。

森委員 先ほど6ページのところで実際の数字で、事務局のお話ですと、今後、いわゆるビジット・ジャパンの1,000万人というのは、毎年8.2%の増でやらないと、今のこのやり方で、この数値目標を達成することができるというふうにお考えでございますか。

柴田審議官 やります。

森委員 やりますというのは、例えば冒頭にもございましたが、財政事情が厳しいときに、お金をどんどんつぎ込んで目標を達成するということではなくて、この機構の方で創意工夫をして、しかもお金をかけずに1,000万人達成することができる。

柴田審議官 一定のお金をかけなければいけないというふうには、決して金をどんどんつぎ込めば、逆に言うと、金をつぎ込んだからといって来てくれるものではないと私は認識しております。決してこの1,000万人という目標、低い目標ではないと思っております。去年、万博がございまして、今年は落ち込むのではないかと大変御心配をいただきました。今年の目標は750万人を目標にしております。これだと8.2%が必要なんです、今のところ、ここの数字で出ておりますが、7.5%ということですが、いろんな意味で浸透してきていると思っております、各地域、地域におきましても、観光まちづくりとか、そういうことで非常に熱意を込めてやっていただいておりますし、我々自身もいろんな切り口でプロモーション活動を展開しております、それこそ初めて来られる方、リピーターの方々、そしてビジネス旅客とか、マーケットごとにそれぞれ差異はございますけれども、そういうものを加味しながら仕事をさせていただいております。

例えばここで数字が悪いものがございまして、オーストラリアは8.9%ということで、私どもの重点市場でJNTOのオフィスがございまして、これはなぜこんなに悪いかと申しますと、オーストラリアから英国に行かれる方が結構多いわけです。従来はオーストラリア、日本、イギリスというフライトで飛んでいただいていたのですが、エミレーツ航空というアラブ首長国連合の航空会社がございまして、オーストラリアからドバイ経由でヨーロッパにつなぐような便が出た。それから日本の航空会社が東京からの減便されたというようなことで、そういう要因もございまして、したがって、不確定要因がいろいろ重ねる中で、絶対にできるかと言われれば、それはわかりません。客観的に申し上げればわからないと申し上げますが、去年の成果、2003年から始めましたその成果が着々に現れてきておまして、万博においても7.何%という成果を上げておりますので、この勢いを強化していけば、順調に何とか進んでいくものと考えております。

その際に、お金だけをつぎ込めばいいというふうには全く思っておりませんで、いかにして効率的・効果的に事業を実施するかというのが私どもに最大課せられた任務であると考えておりますので、その点については十分配慮していきたいと思っております。

森委員 昨日「クローズアップ現代」で拝見させていただいたときに、視点が、例えば海外に云々という視点で観光を取り扱うということの視点ではなくて、先ほどもいみじくも言われたけれども、国内のいかに魅力あるということに視点を移していかなと、恐らく

リピーター含めてということだと思えば、仕事のやり方をお変えになった方が、成果が上がるのではないかと拝見してそう思ったんですけれども、どうなんですか。

柴田審議官 私も昨日のテレビを見ていまして、「ついた餅より心持ち」というピーター・フランクさんが言われていて大事だなというふうに思いましたが、このインバウンドを進めるためのツールとしては基本的には大きく柱としては二つだろうと思っています。一つは、魅力ある観光地をつくること。そしてもう一つは、情報発信をいかに適切にやるかということだろうと思います。これは両方ともある意味ではリンクしておりまして、例えば地域の方々が、この地域を観光としていいものとしてつくるといときには、自分たちは何がいいんだということを発掘しなければいけません。そうするとどういうふうに発信しようかとか、そういうことを考えないとまちづくり自体が成立しません。まちはできたけれども、だれも来てくれないというふうになってしまいます。

したがって、情報発信とまちづくりといいますが、観光地づくり、これが連携した形でやられなくてはいけないというふうに思っています、そのためにもこの情報発信は極めて重要でございますし、いろんな地域が発信しているのを偏りなく、もちろん魅力のないものを発信してもお客さんも来てくれませんが、そういう両輪でやる必要があると思っております、昨日のテレビの番組を見ましても、私はその感を強くした次第でございます。

落合委員長 どうぞ、吉野委員。

吉野委員 オーストラリアのケースは興味があるんですが、それはともかくとして、私、心配をするのは、この業界は、御承知のとおり、非常に未成熟な、ある意味では、さっきおっしゃった国内の魅力のある観光地開発をやりましょうというようなことまで本気になってやっている業者は1社しかないですよ。現実問題として高邁なリピーターをちゃんと育てようというようなことまで、本当に観光政策としてやるとすると、今、頼るべきところはほとんどないという話が非常に重要な問題で、そうすると、私どもは心配しているのは、今の仕組みが護送船団の弱者救済になっているのではないかと。本当に厳しい競争で効率的な一番正しいやり方をやるところに本当にこの政策が結びつくのだろうかということに懸念があるんです。

だから、今まで言われたことは全部一般論なんだけれども、本当にインバウンドを実のあるものにする方法として、この市場化テストを有効に使うことはできないだろうかということをごまかして真剣に考えていただきたい。一般論として、さっき言われた競争ライバル会社がどうしたこうした話という考え方はあるのかもしれないけど、今の観光業界を見れば、そんなような話をするようなレベルとは、私は到底思わない。本音でもってちゃんと市場化テストを有効に利用してやるような方法はないだろうかということまで考えて、ぜひ御検討いただきたいということなんですよ。

落合委員長 今のは意見だと思います。予定の時間を経過しましたが、先ほどの意見も、我々委員会全体において強く主張されている意見ですので、それも踏まえつつ、国土交通省におかれましても、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

落合委員長 それでは、本日、ヒアリングで御質問できなかった点がございましたら、事務局にいつものように御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了ということにいたします。